

第6節. 防災指針

1. 防災指針の基本的な考え方

- 防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で、必要となるまちの防災に関する機能の確保を図るための指針です。
- 本市の居住誘導区域は、想定最大規模の洪水浸水想定区域があります。しかし、古くから治水の取り組みとともにまちづくりを進めてきたことを踏まえ、居住誘導区域及び都市機能誘導区域のいかなる災害リスクに対しても可能な限り回避あるいは低減しつつ、適切な誘導を図ることが求められます。
- このため、災害リスクを踏まえた本市の課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため防災指針を定めるとともに、この指針に基づき、「事前防災」のまちづくりに向けて必要な防災・減災対策の計画的な実施を推進します。
- 図 5-23 に防災指針設定フローを示します。(なお土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は、居住誘導区域に含みません)

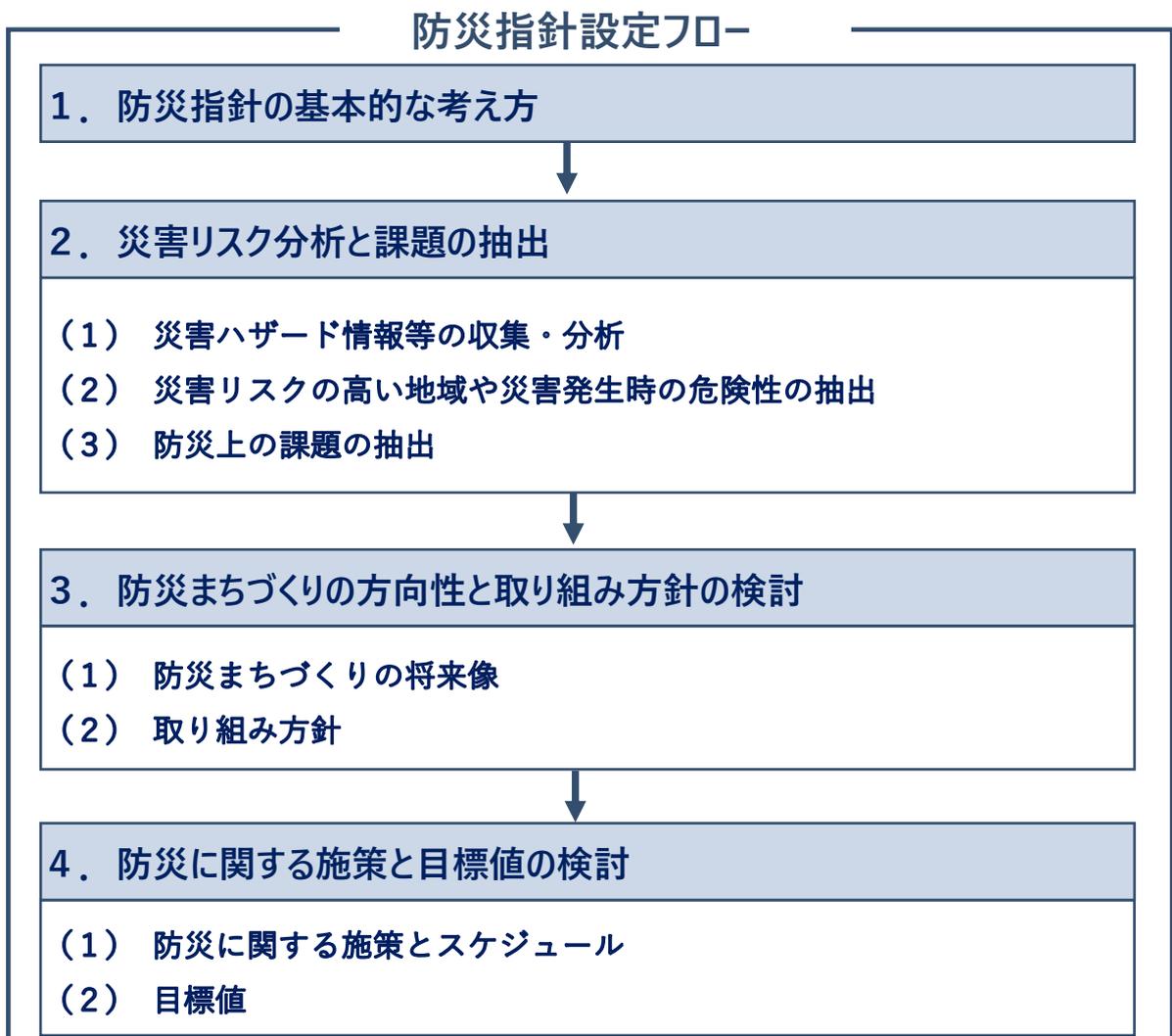


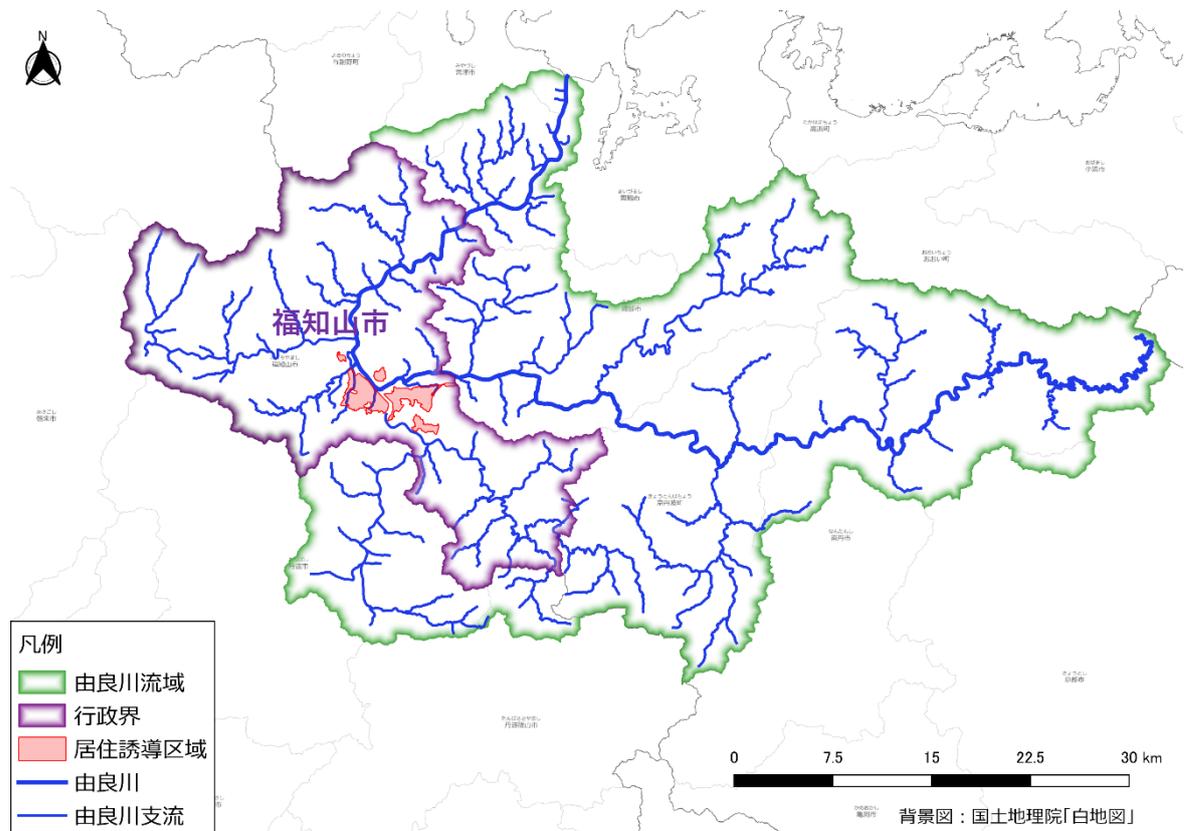
図 5-23 防災指針設定フロー

2. 災害リスクの分析と課題の抽出

災害ハザード情報等を収集し、分析を実施します。災害ハザード情報や建物分布状況等を重ね合わせて、さまざまなパターンにおける災害リスク分析を実施し、課題の抽出を行います。その後、リスク評価を踏まえ、課題に応じてリスクの低減と回避の検討を行います。

2-1. 災害ハザード情報等の収集・分析

- 由良川流域の福知山盆地にひろがる本市(図 5-24)は、これまで幾度となく大きな水害に見舞われてきました。また、集中豪雨や地震による土砂災害のリスクも存在します。こうした様々な災害リスク情報を整理し、防災指針を作成していくために、現状において災害リスクの高い地域を抽出します。
- 国・府・市の防災部局等が保有する災害リスク情報と、都市計画情報等を重ね合わせることで、本市の災害リスクの見える化を行い、本市が抱える防災上の課題を分析し、防災まちづくりの将来像や目標を明確にし、ハードとソフトの両面からの安全確保を進めます。
- 表 5-6 のとおり、災害リスク情報を整理し、水災害リスクの評価を実施します。



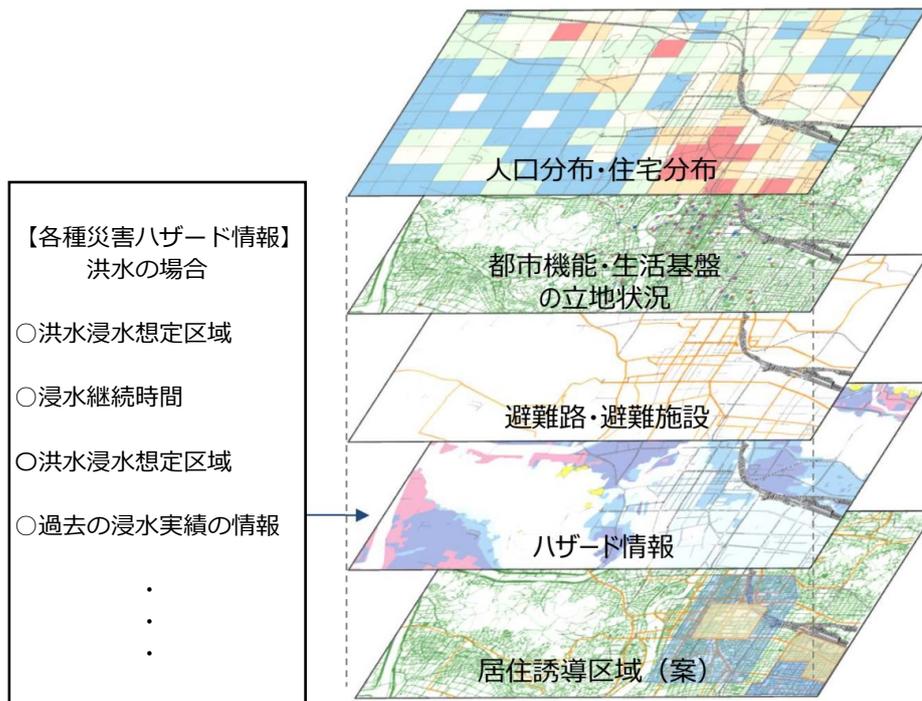
資料：国土数値情報

図 5-24 由良川流域図

表 5-6 水災害リスク評価実施一覧

ハザード情報	都市の情報	リスク評価手法
<ul style="list-style-type: none"> ■ 由良川水系の洪水 <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域 (想定最大規模 (L2※)) ・内水浸水想定区域 (平成 26 年 8 月豪雨時より) ・洪水浸水継続時間 ■ 土砂災害 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域 ・大規模盛土造成地 ■ 地震 <ul style="list-style-type: none"> ・最大震度分布 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口分布 ・都市機能上重要な施設分布 ・住居分布 ・緊急輸送道路 ・治水地形分類 ・標高 ・指定避難場所 ・医療機関 等 	<p style="text-align: center;">地図上での 重ね合わせ</p>

※L2・・・現在の流域(河川)の状況で、過去にその地域で実際に降った降雨から想定される最大規模の降雨概ね 1,000 年に 1 回程度の発生を想定しています。



資料: 国土交通省

図 5-25 災害リスクと都市計画情報の重ね合わせイメージ

■ 洪水浸水想定区域図

- 洪水浸水想定区域図は、水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深を表示するものです。
- 想定し得る最大規模の降雨(概ね1,000年に1回程度の発生)に伴う洪水により、由良川、土師川、竹田川、和久川、嶋谷川、牧川、弘法川、宮川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を重ね合わせた最大値を表示したものです。

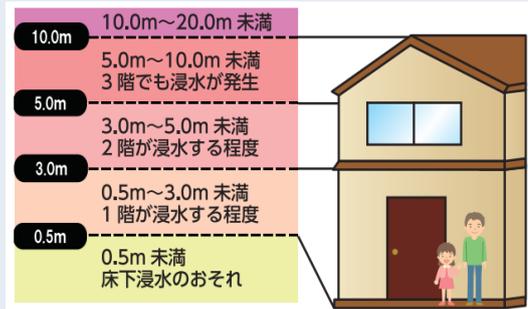


図 5-26 洪水浸水想定区域図の凡例

■ 内水浸水想定区域図

- 内水浸水想定区域図に表示する浸水深は、平成26年(2014年)8月豪雨時の本市の家屋被害調査等の結果を基に、家屋等の浸水高と同じ地盤高の地点を結び浸水深ごとに着色を行う方法で作成したものであり、由良川の氾濫は考慮していません。

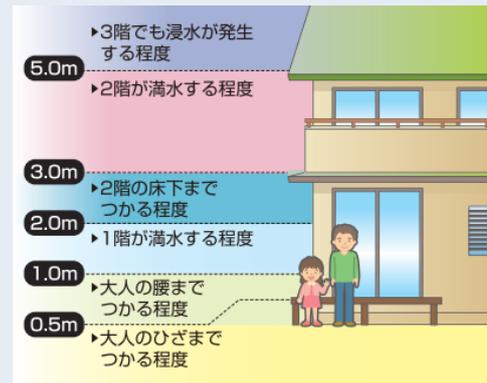


図 5-27 内水浸水想定区域図の凡例

■ 洪水浸水継続時間図

- 浸水継続時間は、洪水時に避難が困難となる一定の浸水深を上回る時間の目安を示します。浸水継続時間の目安となる浸水深は50cmを基本とし、この浸水深以上が継続する時間を表示するものです。
- 洪水浸水継続時間は、想定し得る最大規模の降雨(概ね1,000年に1回程度の発生)に伴う洪水により由良川、土師川、竹田川、和久川、嶋谷川、牧川、弘法川、宮川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を重ね合わせ、浸水の深さ50cm以上が継続する時間の最大値を表示したものです。

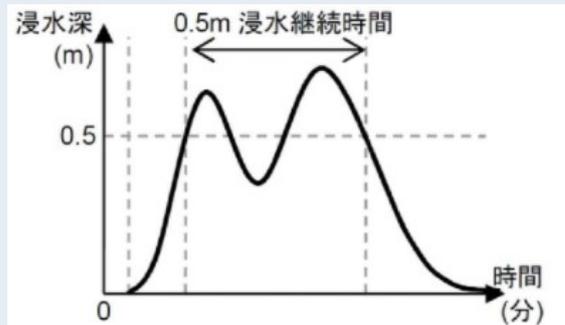


図 5-28 浸水継続時間の考え方

■ 洪水(外水氾濫)と雨水出水(内水)の違い

- 「洪水(外水氾濫)」とは、河川の水位が上昇し、堤防を越えたり決壊するなどして堤防から水があふれ出る水害です。
- 「雨水出水(内水)」とは、集中豪雨、局地的な大雨により、排水路や下水道の雨水処理能力を超えた際や、雨で川の水位が上昇して市街地などの水を河川に排出することができなくなった際に、市街地などに水があふれてしまう水害です。

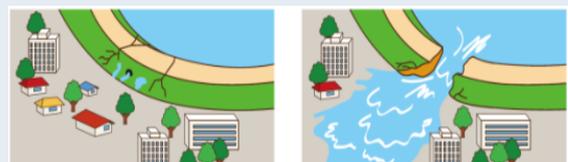


図 5-29 洪水(外水氾濫)のイメージ



図 5-30 雨水出水(内水)のイメージ

■ 市街地の変遷

① 1940年代



② 1970年代



③ 1990年代



④ 2020年代



■ 水害の歴史

西暦	起年月日	要因	福知山最高水位(m)	主な被害状況
1907	明治 40.8.26	前線	8.48 (推定)	死傷者 7 名、家屋流出 460 戸、全壊 184 戸、半壊 124 戸 床上浸水 420 戸、床下浸水 403 戸
1953	昭和 28.9.25	台風第 13 号	7.80	災害救助法適用、死者 12 名、負傷者 820 名、家屋流出 84 戸 全壊 986 戸、半壊 1,384 戸、床上浸水 4,075 戸、床下浸水 284 戸
1959	昭和 34.9.26	伊勢湾台風 (第 15 号)	7.10	災害救助法適用、死者 1 名、負傷者 28 名、家屋流出 7 戸 全壊 10 戸、半壊 144 戸、床上浸水 3,958 戸、床下浸水 1,780 戸
1961	昭和 36.9.16	第 2 室戸台風	5.30	災害救助法適用、死者 3 名、負傷者 6 名 全壊 11 戸、半壊 200 戸、床上浸水 1,179 戸、床下浸水 10 戸
1961	昭和 36.10.28	台風第 26 号	5.25	災害救助法適用、全・半壊 8 戸、床上浸水 767 戸、床下浸水 1,708 戸
1962	昭和 37.6.10	梅雨前線	5.15	床上浸水 188 戸、床下浸水 302 戸
1965	昭和 40.9.14	秋雨前線	5.42	災害救助法適用、床上浸水 490 戸、床下浸水 1,314 戸
1965	昭和 40.9.18	台風第 24 号	5.22	全壊 3 戸、半壊 1 戸、床上浸水 411 戸、床下浸水 1,534 戸
1972	昭和 47.9.17	台風第 20 号	6.15	災害救助法適用、負傷者 5 名 全壊 4 戸、半壊 33 戸、床上浸水 527 戸、床下浸水 1,024 戸
1982	昭和 57.8.2	台風第 10 号	5.45	床上浸水 29 戸、床下浸水 21 戸
1983	昭和 58.9.28	台風第 10 号	5.57	死者 1 名、全壊 5 戸、半壊 3 戸、一部損壊 8 戸 床上浸水 14 戸、床下浸水 178 戸
2004	平成 16.10.20	台風第 23 号	7.55	災害救助法適用、死者 2 名、負傷者 2 名 半壊 59 戸、一部損壊 115 戸、床上浸水 755 戸、床下浸水 731 戸
2006	平成 18.7.19	梅雨前線	5.00	負傷者 1 名、一部損壊 79 戸
2011	平成 23.5.29	台風第 2 号	5.14	床上浸水 1 戸、床下浸水 8 戸
2011	平成 23.9.20	台風第 15 号	5.73	床上浸水 4 戸、床下浸水 11 戸
2013	平成 25.9.16	台風第 18 号	8.30	災害救助法適用、全壊 2 戸、大規模半壊 19 戸、半壊 311 戸 一部損壊・床上浸水 423 戸、床下浸水 356 戸
2014	平成 26.8.15	秋雨前線	6.48	災害救助法適用、全壊 13 戸、大規模半壊 6 戸、半壊 266 戸 一部損壊 3,968 戸、床上浸水 2,029 戸、床下浸水 2,471 戸
2017	平成 29.10.23	台風第 21 号	7.39	半壊 12 戸、一部損壊 11 戸、床上浸水 98 戸、床下浸水 227 戸
2018	平成 30.7.7	梅雨前線	6.52	災害救助法適用、全壊 14 戸、半壊 40 戸 床上浸水 414 戸、床下浸水 747 戸

2-2. 災害ハザードの分析

ア 洪水浸水想定区域(想定最大規模 L2) × 都市機能誘導区域・居住誘導区域

洪水浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨（概ね 1,000 年に 1 回程度の発生）に伴う洪水により由良川、土師川、竹田川、和久川、嶋谷川、牧川、弘法川、宮川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を重ね合わせ、最大値を表示したものです。

凡例

- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域
- 行政界

浸水深

- 0m以上0.5m未満
- 0.5m以上3.0m未満
- 3.0m以上5.0m未満
- 5.0m以上10.0m未満
- 10.0m以上20.0m未満

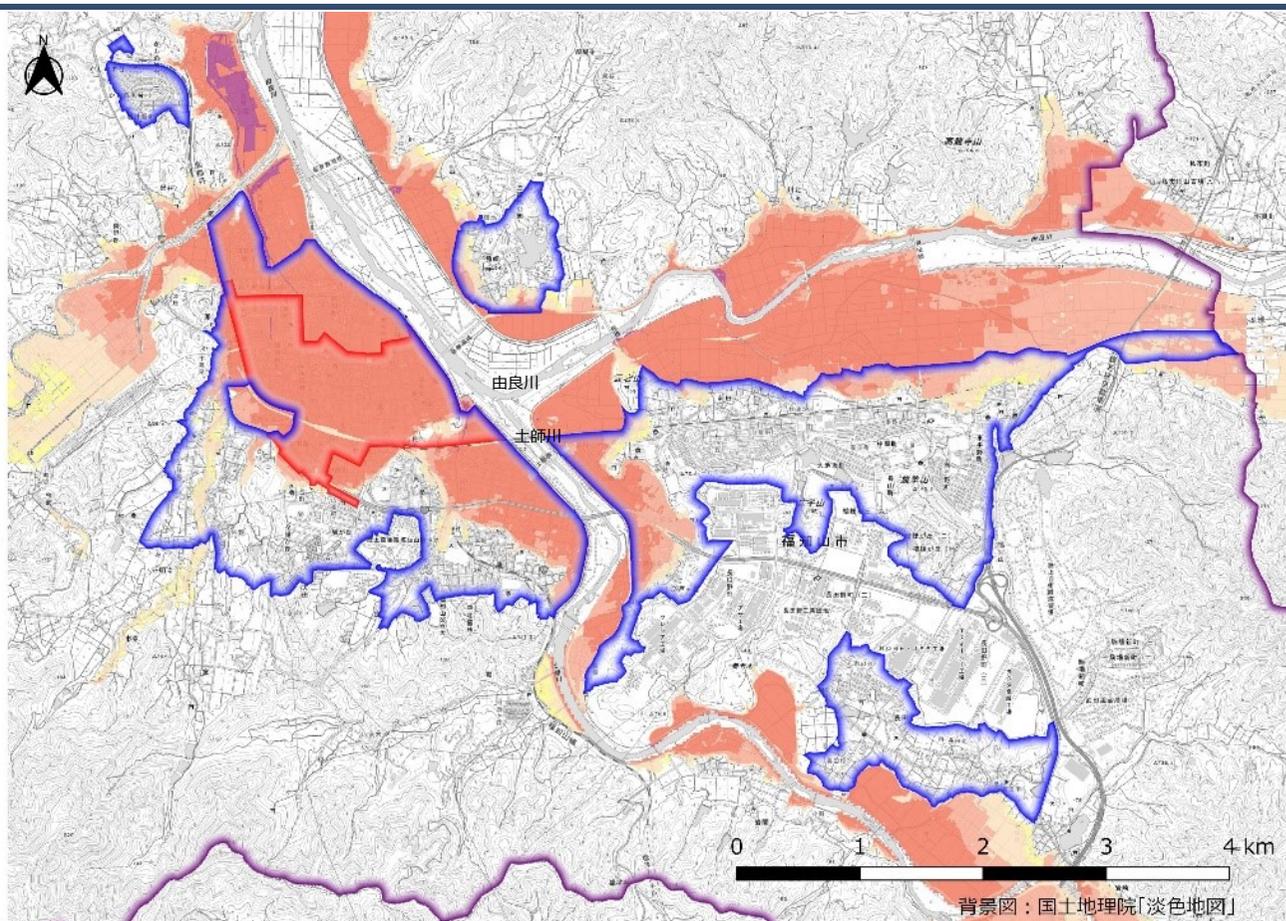


図 5-31 誘導区域における洪水浸水想定区域(想定最大規模)

- 福知山駅北側に広がる市街地や、由良川と土師川の周囲に洪水浸水想定区域が 5m 以上の区域が広がっています。

4 内水浸水想定区域(平成 26 年(2014 年)8 月豪雨時の浸水深より算出) × 居住誘導区域・都市機能誘導区域

浸水深は、平成 26 年(2014 年)8 月豪雨時の本市の家屋被害調査等の結果を基に、下水道事業計画区域について、家屋等の浸水深と同じ地盤高の地点を結び浸水深ごとに着色を行う方法で作成したもので、由良川の氾濫は考慮していません。

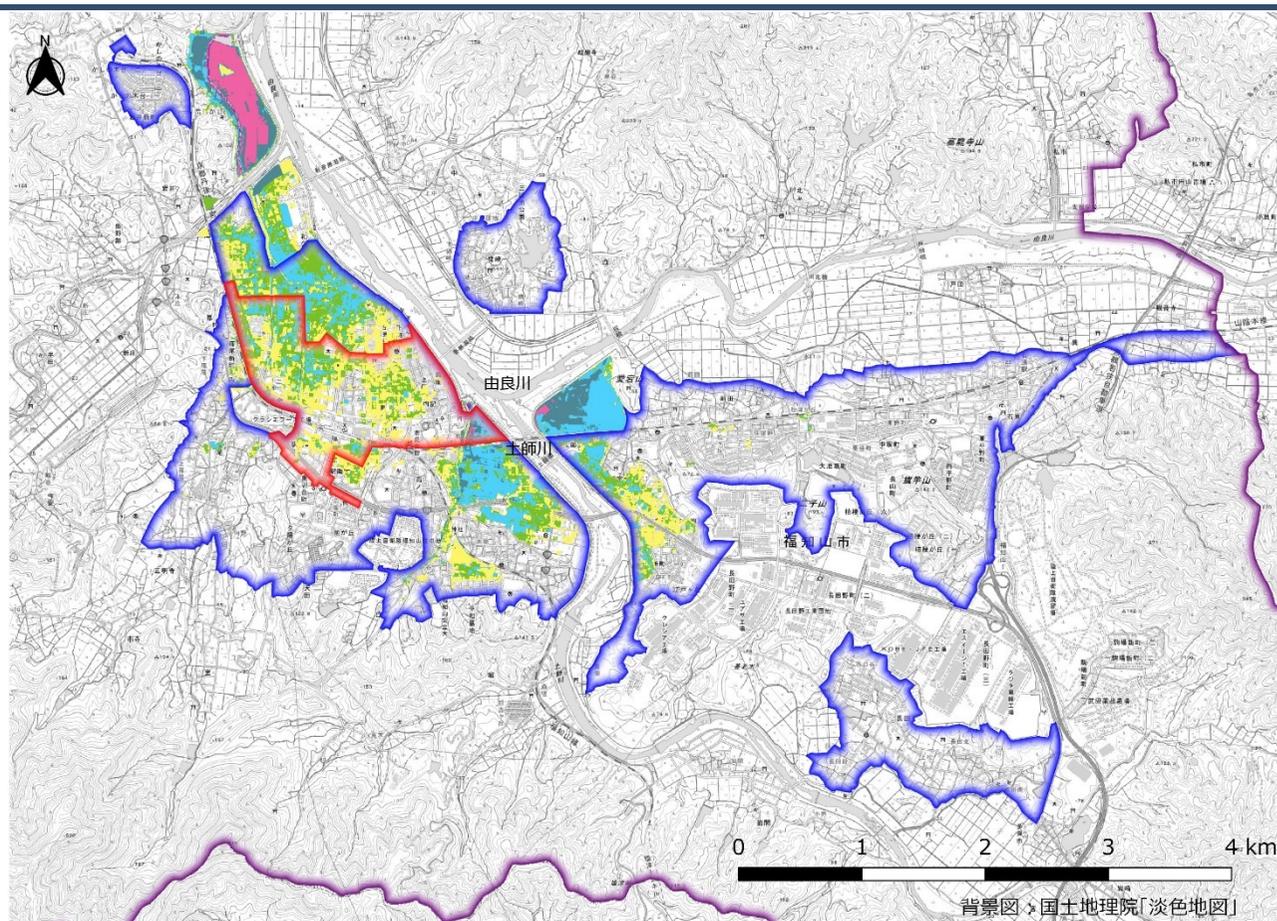
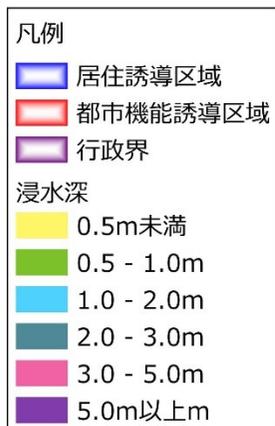


図 5-32 居住誘導区域・都市機能誘導区域における内水浸水想定区域

- 過去の災害履歴から、居住誘導区域内では昭和地区と大正地区の浸水深が高い状態となっています。

ウ 洪水浸水継続時間×居住誘導区域・都市機能誘導区域

洪水浸水継続時間は、想定し得る最大規模の降雨（概ね 1,000 年に 1 回程度の発生）に伴う洪水により由良川、土師川、竹田川、和久川、嶋谷川、牧川、弘法川、宮川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を重ね合わせ、浸水の深さ 50cm 以上が継続する時間の最大値を表示したものです。

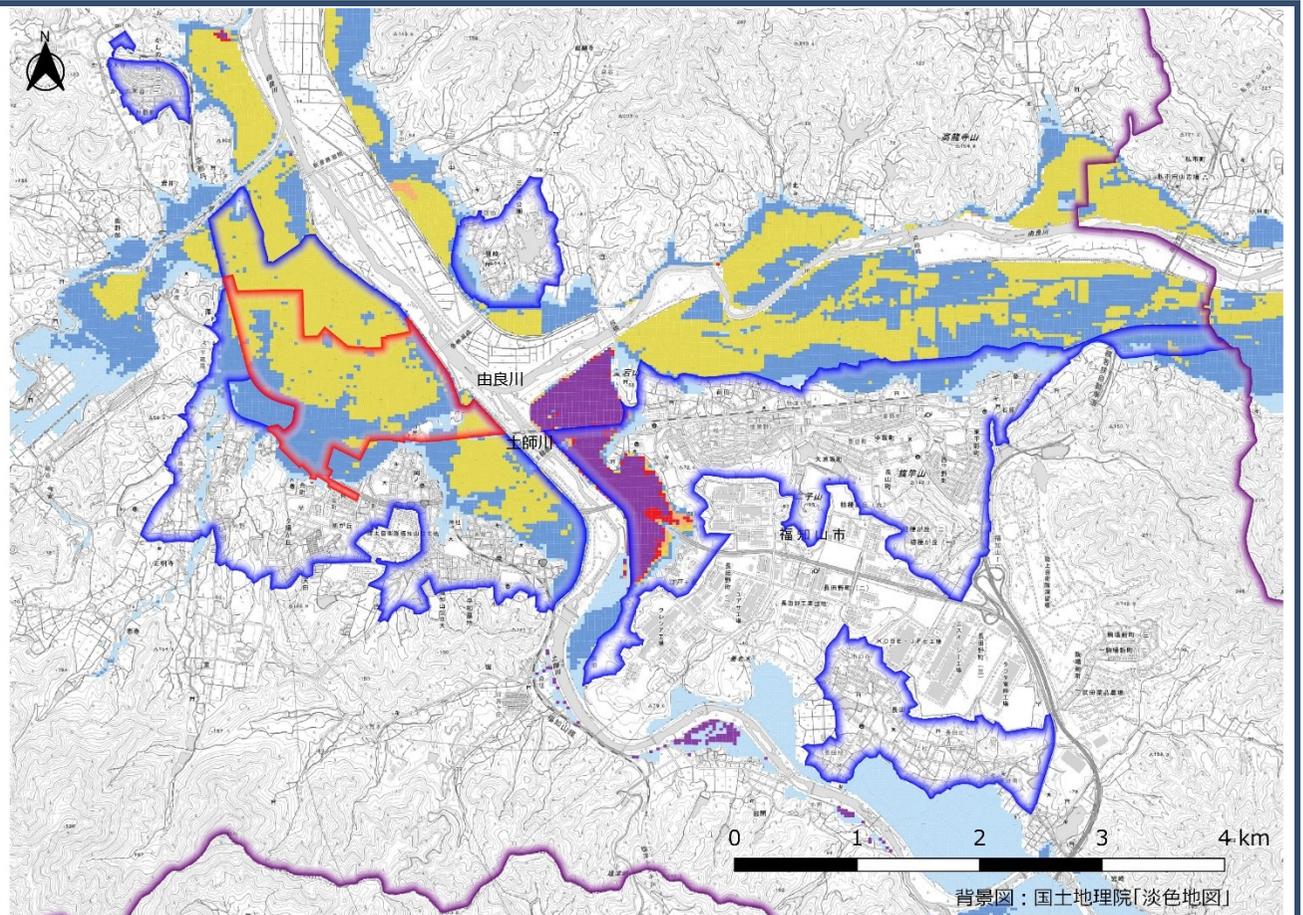
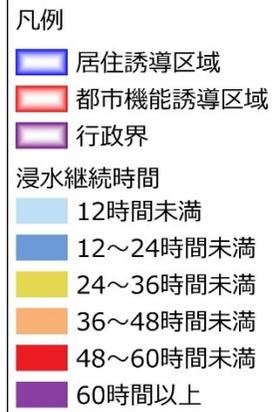


図 5-33 居住誘導区域・都市機能誘導区域における洪水浸水継続時間

- 洪水浸水継続時間は、由良川と土師川の周囲に 24 時間以上の地区が広がっており、特に土師では 60 時間を超えています。

I 土砂災害警戒区域×居住誘導区域・都市機能誘導区域

土砂災害警戒区域図は、令和元年（2019年）8月時点での範囲を示したものです。

資料：国土数値情報

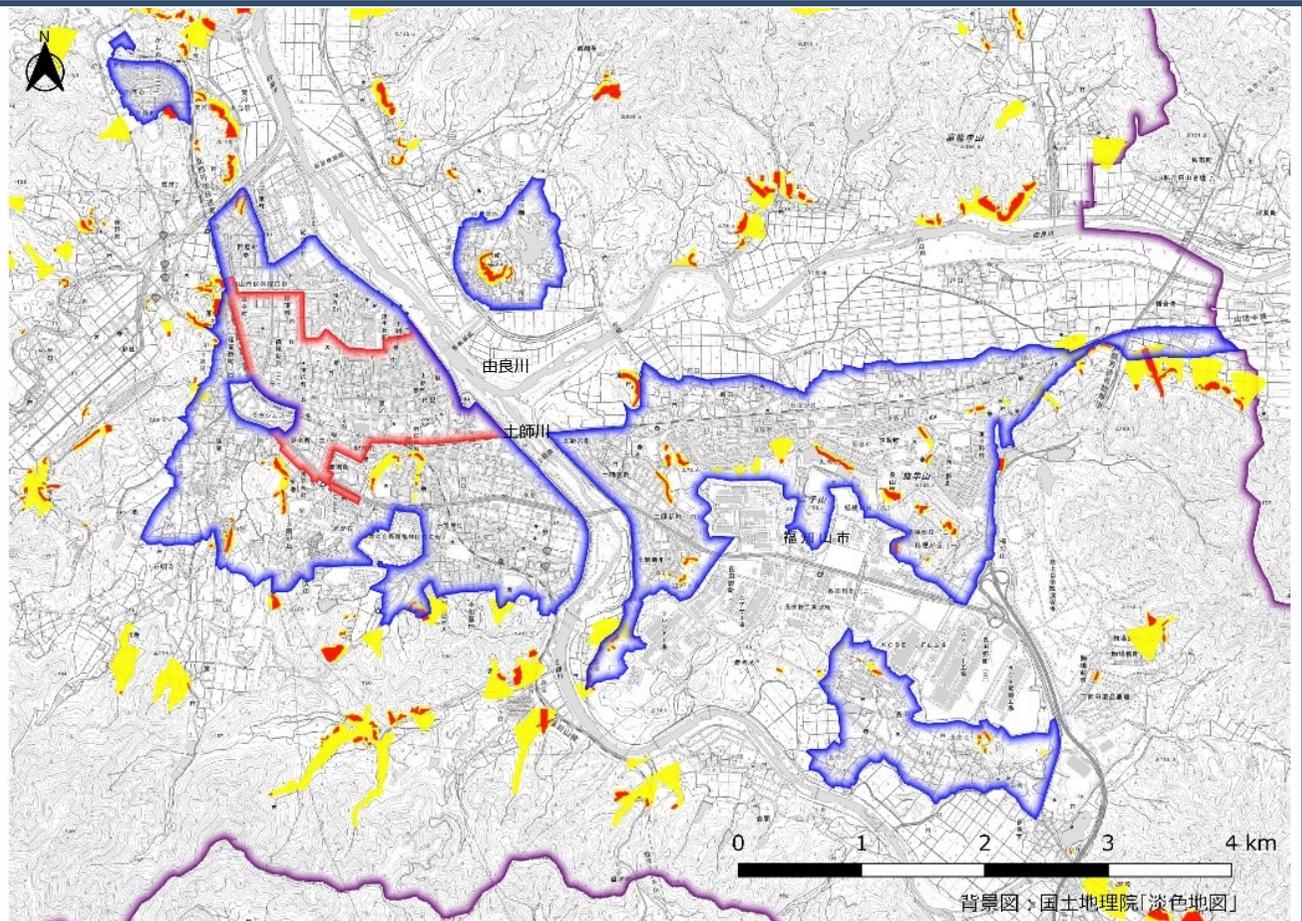


図 5-34 居住誘導区域・都市機能誘導区域における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

- 居住誘導区域内に土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が点在し、一部地区では住宅が含まれています。

オ 大規模盛土造成地×居住誘導区域・都市機能誘導区域

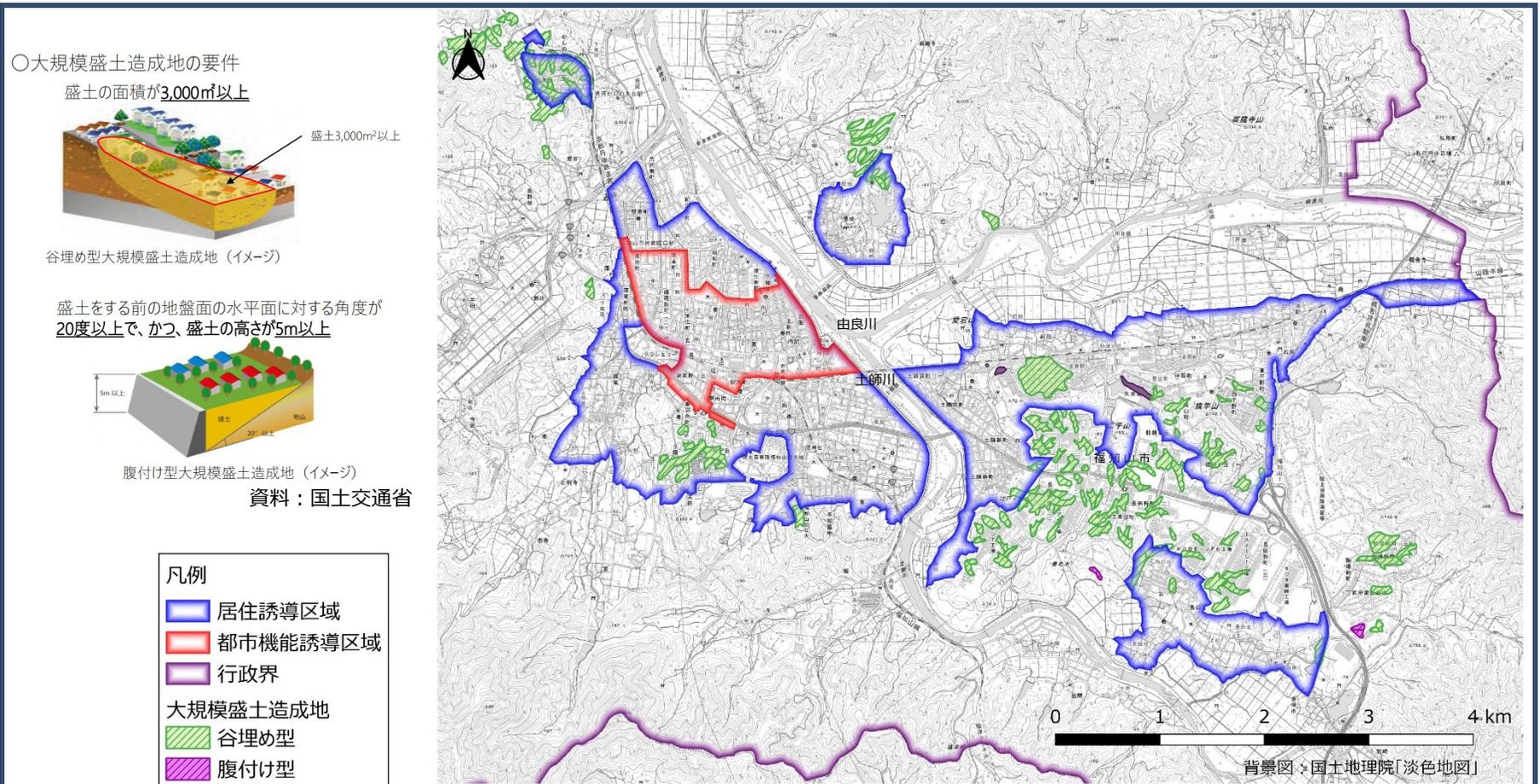


図 5-35 居住誘導区域・都市機能誘導区域における大規模盛土造成地

- 居住誘導区域内に谷埋め型、腹付け型の大規模盛土造成地が点在し、一部地区では住宅が含まれているため今後、スクリーニング等を実施していく必要があります。

カ 郷村断層帯震度分布 × 居住誘導区域・都市機能誘導区域

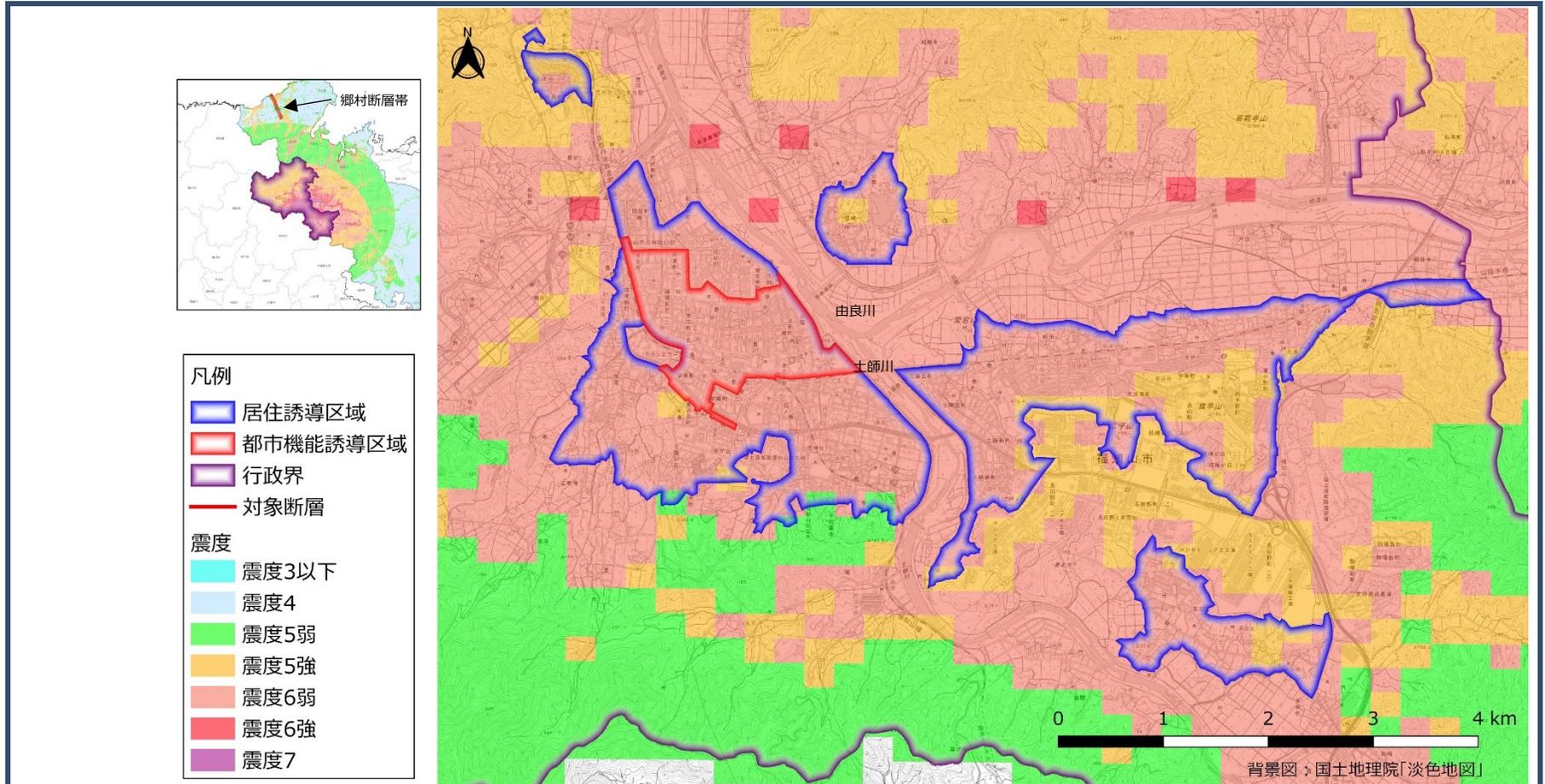


図 5-36 居住誘導区域・都市機能誘導区域における郷村断層帯震度分布

- 本市北部に位置する郷村断層帯が動くことにより、最大で震度 6 弱クラスの地震が発生することが想定されます。

キ 養父断層震度分布×居住誘導区域・都市機能誘導区域

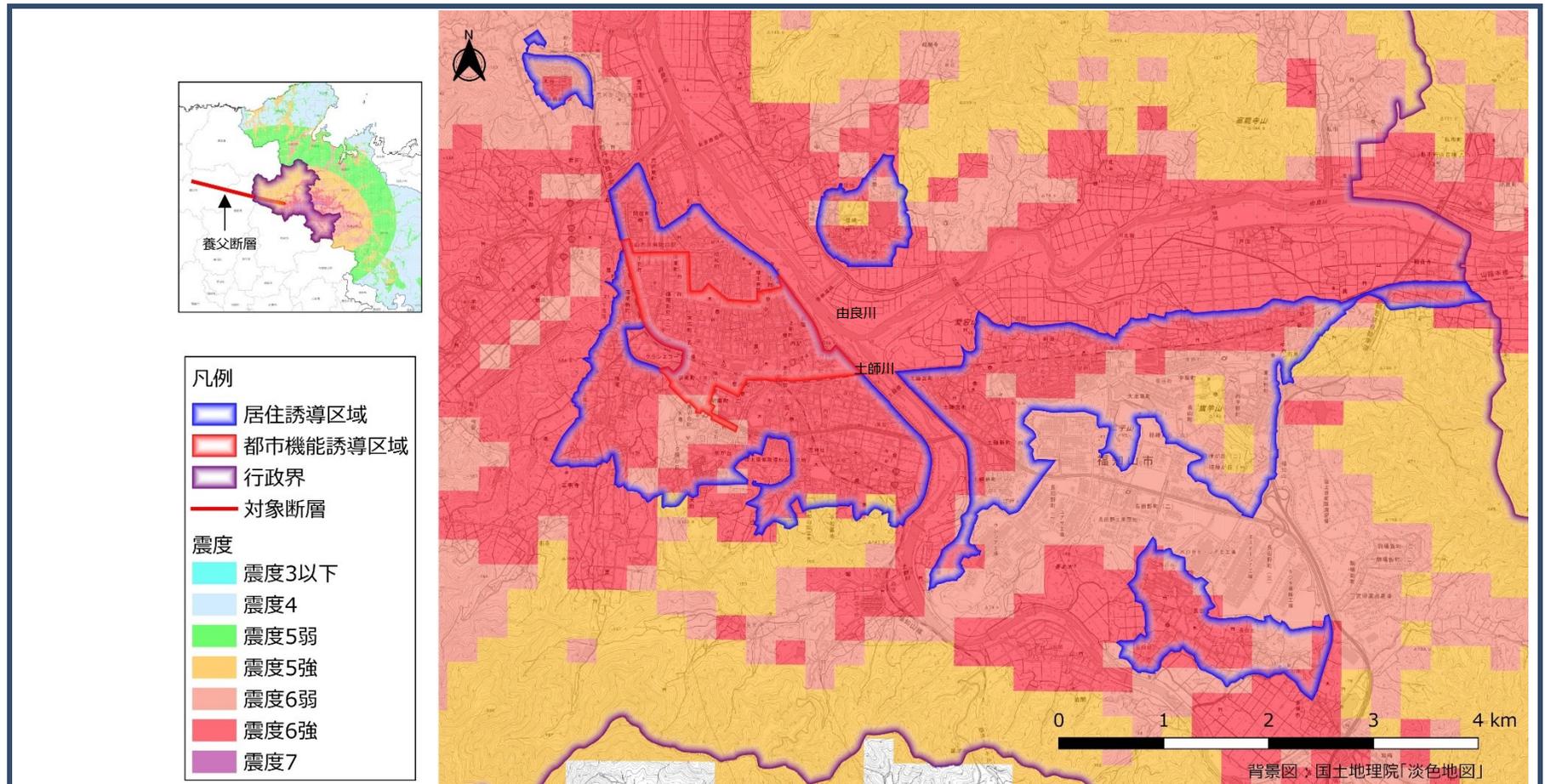


図 5-37 居住誘導区域・都市機能誘導区域における養父断層震度分布

- 本市西部に位置する養父断層が動くことにより、最大で震度6強クラスの地震が発生することが想定されます。

ク 上林川断層震度分布×居住誘導区域・都市機能誘導区域

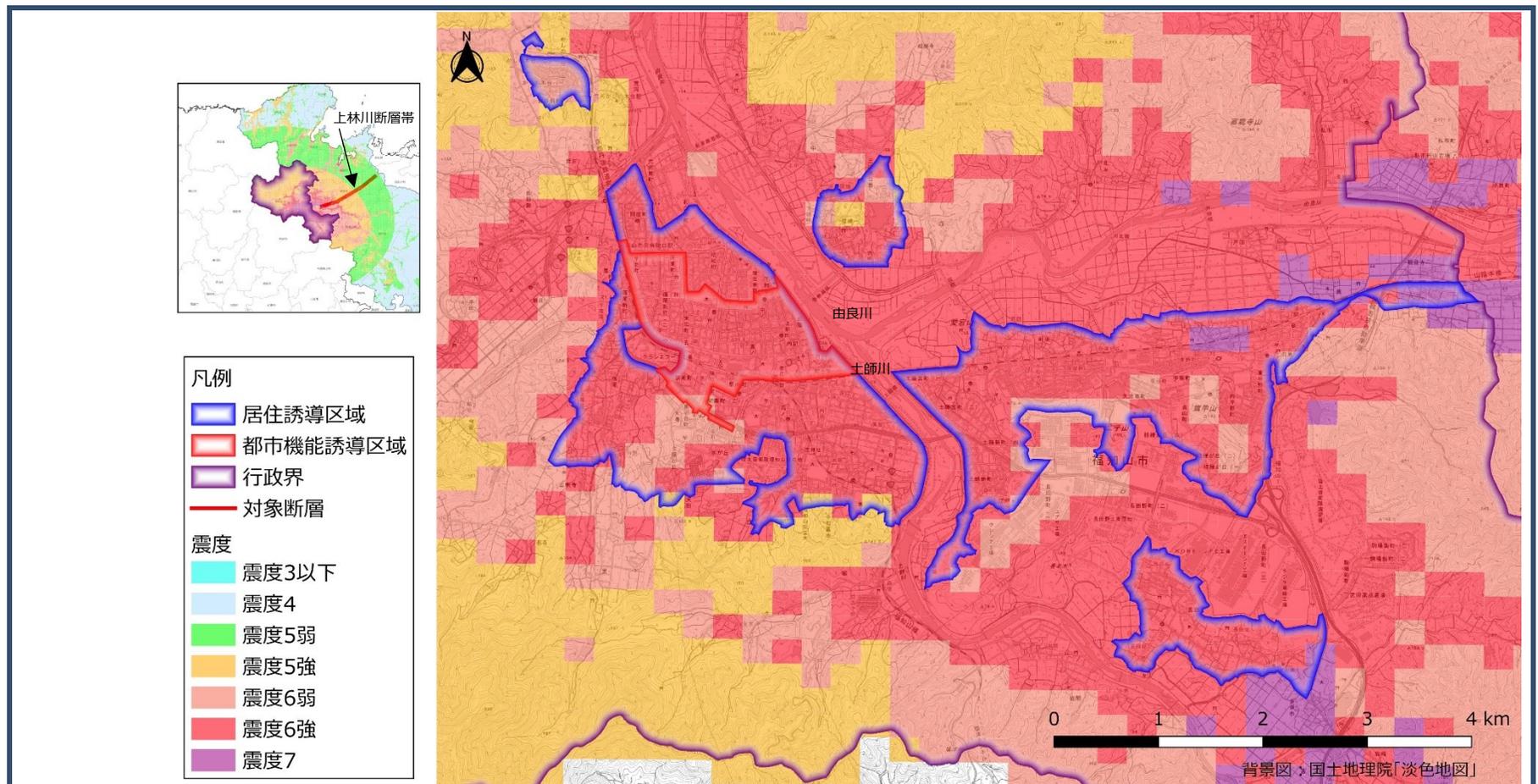


図 5-38 居住誘導区域・都市機能誘導区域における上林川断層震度分布

- 本市東部に位置する上林川断層が動くことにより、最大で震度7クラスの地震が発生することが想定されます。

ケ 三峠(みとけ)断層震度分布×居住誘導区域・都市機能誘導区域

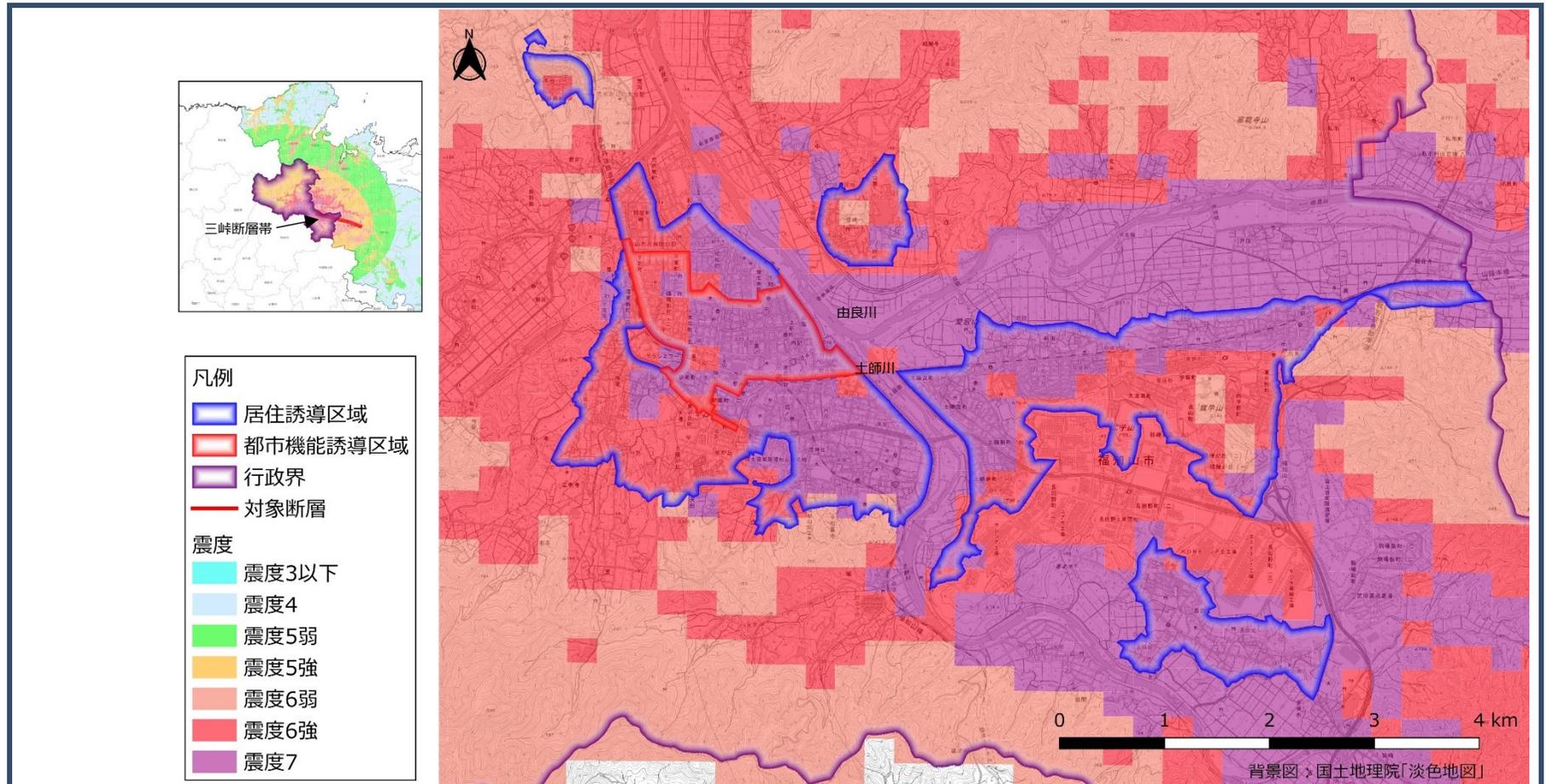


図 5-39 居住誘導区域・都市機能誘導区域における三峠断層震度分布

- 本市東部に位置する三峠(みとけ)断層が動くことにより、最大で震度7クラスの地震が発生することが想定されます。

3 山田断層帯震度分布×居住誘導区域・都市機能誘導区域

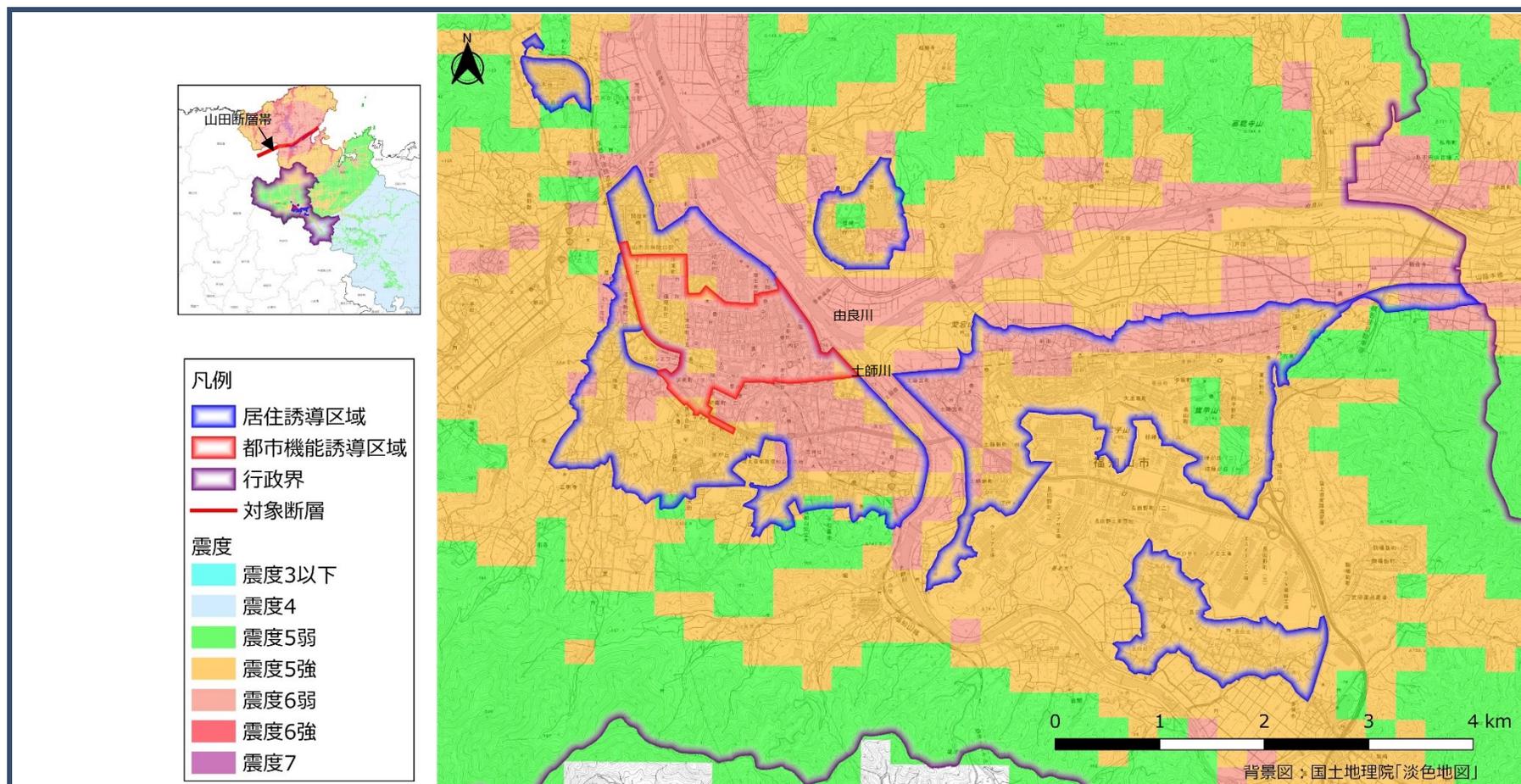


図 5-40 居住誘導区域・都市機能誘導区域における山田断層帯震度分布

- 本市北部に位置する山田断層帯が動くことにより、最大で震度 6 弱クラスの地震が発生することが想定されます。

サ 最大震度分布×居住誘導区域・都市機能誘導区域

本市に、大きな被害を及ぼすことが予想される活断層が、郷村断層帯・養父断層・上林川断層・三峠断層・山田断層帯の5つ存在します。

これらの5つの活動層のうち、市全域に大きな被害を及ぼすことが想定されるのが、三峠断層です。

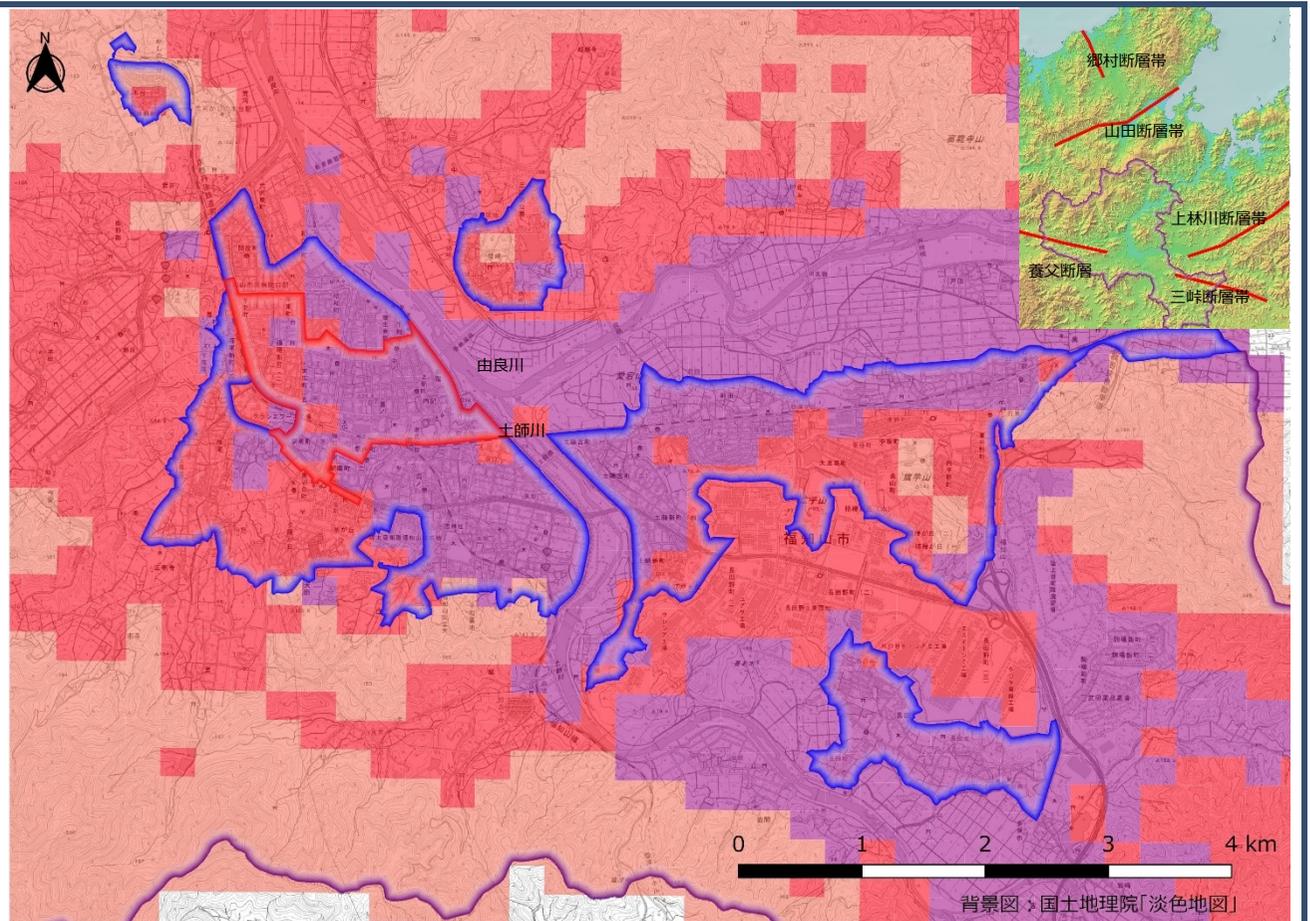
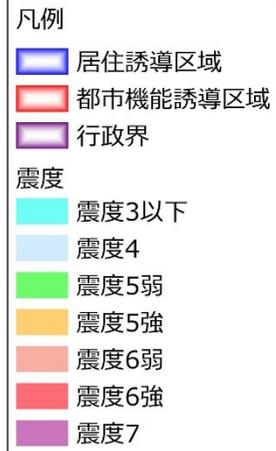


図 5-41 居住誘導区域・都市機能誘導区域における最大震度分布

- 居住誘導区域においては、最大で震度7クラスの地震が発生することが想定されます。

2-3. 災害リスクの分析

ア 洪水浸水想定区域(想定最大規模L2)×人口分布×一次避難所(居住誘導区域)

※L2とは過去にその地域で実際に降った降雨から想定される最大規模の降雨を示し、概ね 1,000 年に 1 回程度の発生を予想したものです。

人口密度は、平成 27 年（2015 年）国勢調査の結果より、100m メッシュ内の人口を算出したものです。

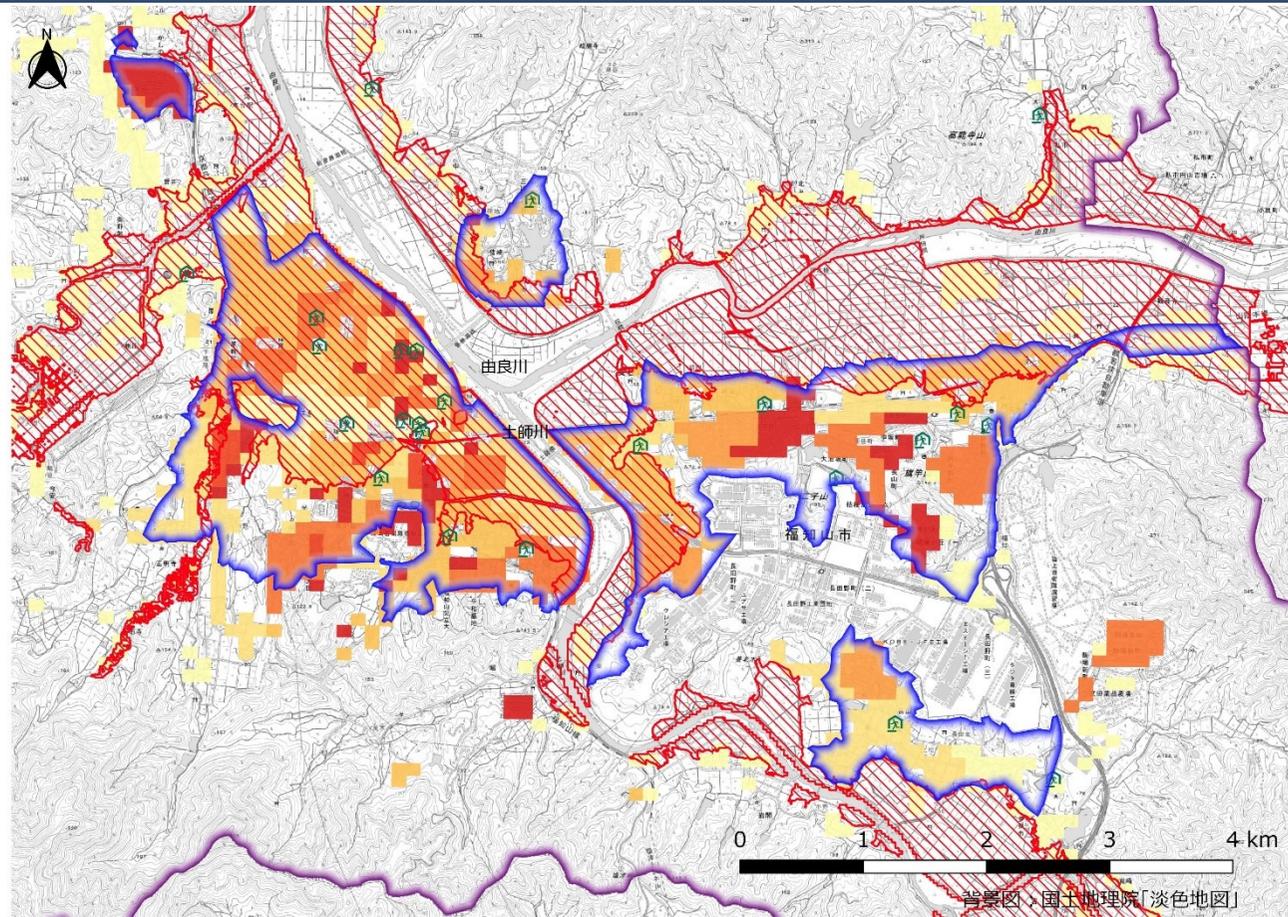


図 5-42 居住誘導区域における洪水浸水想定区域(L2)と人口分布(平成 27 年(2015 年))と一次避難所

- 人口が洪水浸水想定区域(L2)内に分布(約 53.7%)しています。また洪水浸水想定区域が広範囲に広がっていることから、一次避難所も洪水浸水想定区域(L2)内に存在しており、今後避難のありかた等を検討する必要があります。

4 洪水浸水想定区域(想定最大規模L2)×建物分布(居住誘導区域)

建築物は、平成 27 年（2015 年）
度 都市計画基礎調査の建物現況
調査における建物階数を表示したも
のです。

凡例	
	居住誘導区域
	行政界
建築物_建物階数	
	一階建
	二階建以上
浸水深	
	0m以上0.5m未満
	0.5m以上3.0m未満
	3.0m以上5.0m未満
	5.0m以上10.0m未満
	10.0m以上20.0m未満

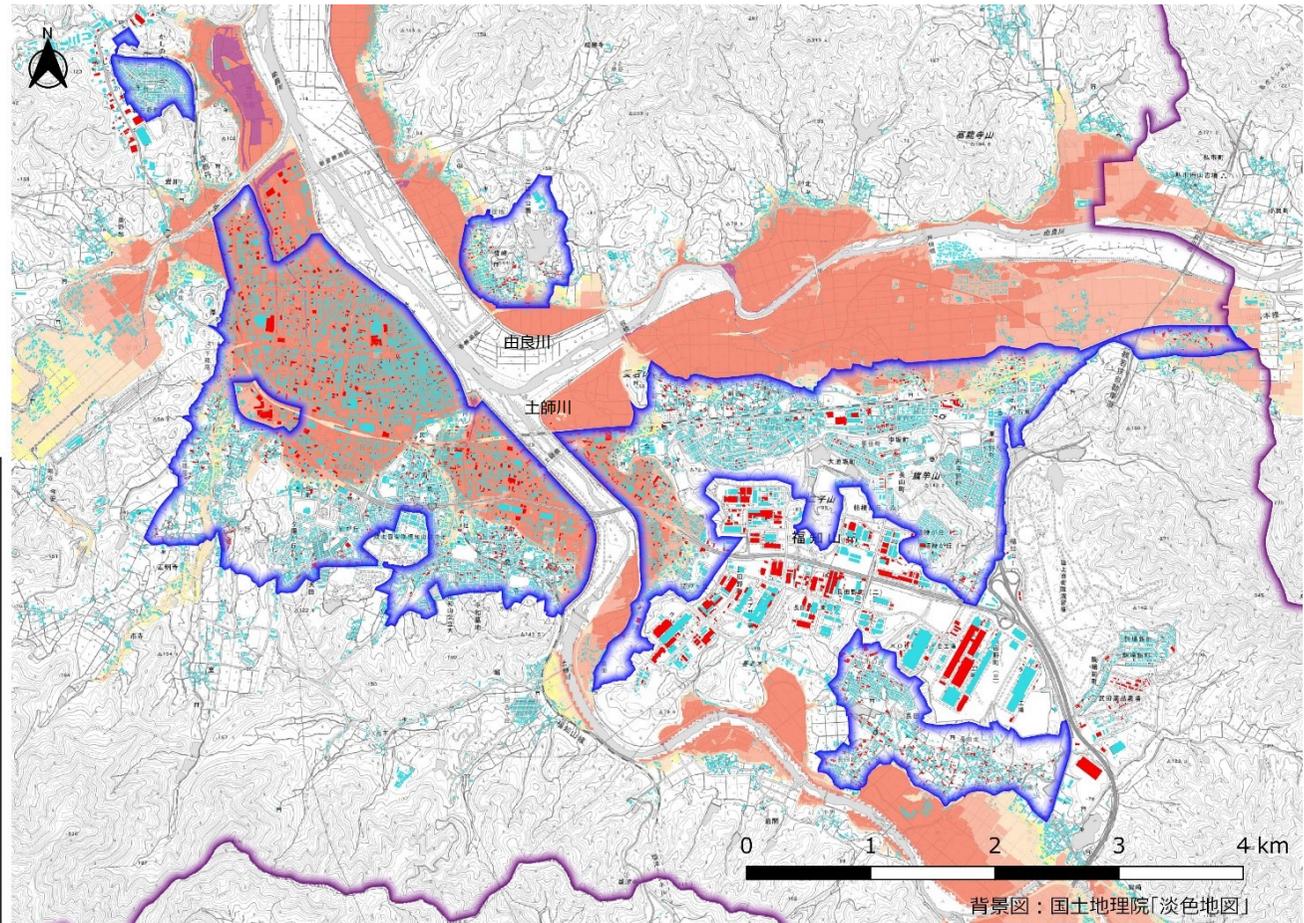


図 5-43 居住誘導区域内における洪水浸水想定区域(L2)と建物階数分布

- 洪水浸水想定区域における浸水深は大部分が 5.0m 超となっており、建物の 2 階部分でも浸水する恐れがあります。また浸水深が 3.0m～5.0m の範囲に、1 階建てが多く存在します。そのため、避難のありかた等を検討する必要があります。

ウ 洪水浸水想定区域(想定最大規模L2) × 都市施設立地分布(都市機能誘導区域)

文化施設 (H25)、社会福祉施設 (H27)、官公庁等公共施設 (H25)、公共施設 (H18)、集客施設 (公民館含む) (H27) は、国土数値情報の各種データを表示したものです。
() 内はデータの時点を示しています。

凡例

- 都市機能誘導区域
- ▲ 文化施設
- 社会福祉施設
- 官公庁等公共施設
- 公共施設
- ★ 集客施設 (公民館含む)
- ◆ 商業施設 (スーパー・コンビニ)

浸水深

- 0m以上0.5m未満
- 0.5m以上3.0m未満
- 3.0m以上5.0m未満
- 5.0m以上10.0m未満
- 10.0m以上20.0m未満

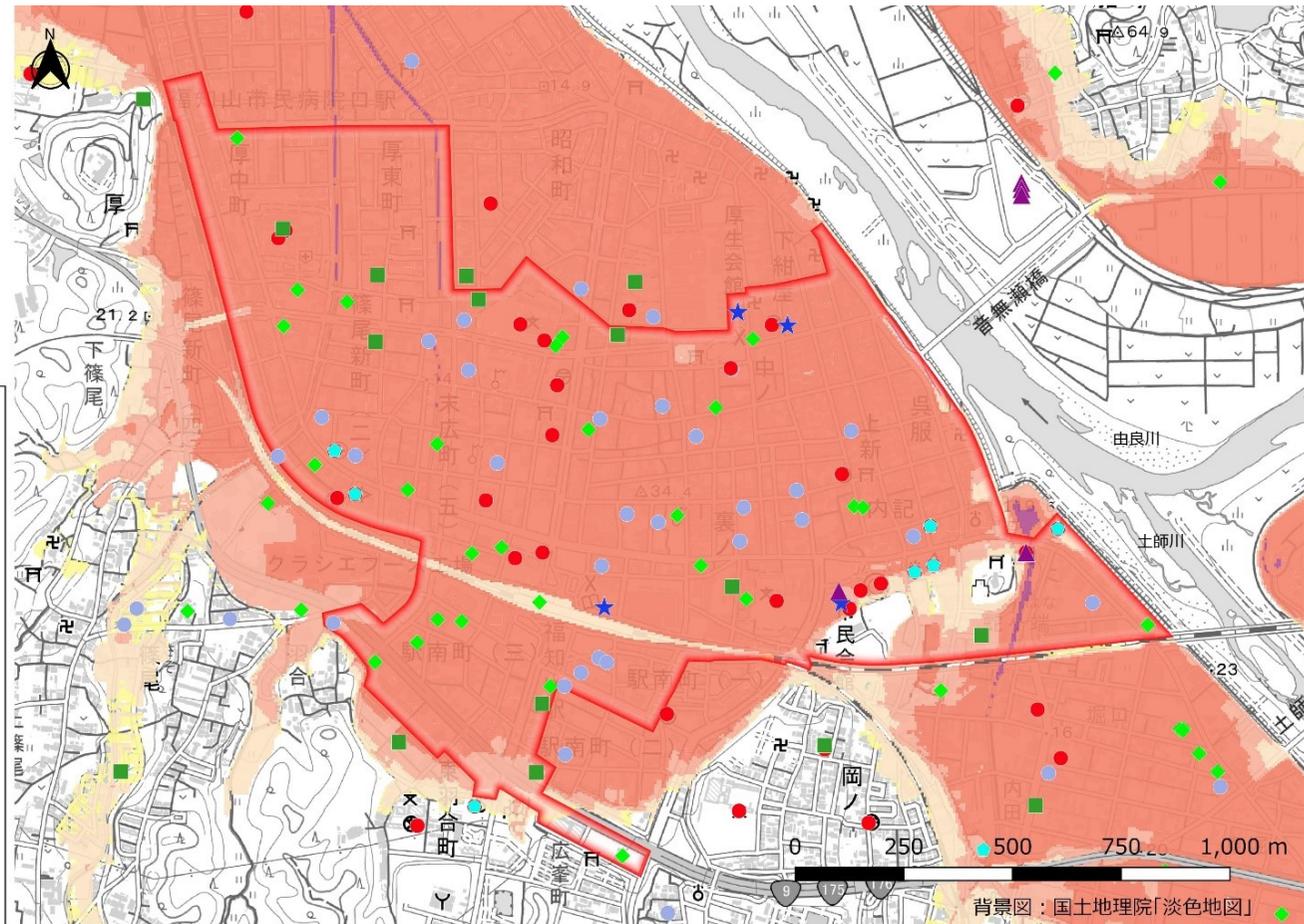


図 5-44 都市機能誘導区域内における洪水浸水想定区域 (L2) と都市施設立地状況

- 洪水浸水想定区域 (L2) において、公共施設等の都市施設が 3.0m 以上の浸水の恐れがある範囲に含まれています。そのため、行政事務の機能停止や長期にわたる機能停滞が発生する恐れがあります。

I 洪水浸水想定区域(想定最大規模L2)×医療機関立地分布(居住誘導区域)

診療所は、国土数値情報の医療機関データ（H26）を表示したものです。（ ）内はデータの時点を示しています。

凡例

居住誘導区域

行政界

浸水想定区域内 医療機関

● 病院

● 診療所

浸水想定区域外 医療機関

● 診療所

浸水深

0m以上0.5m未満

0.5m以上3.0m未満

3.0m以上5.0m未満

5.0m以上10.0m未満

10.0m以上20.0m未満

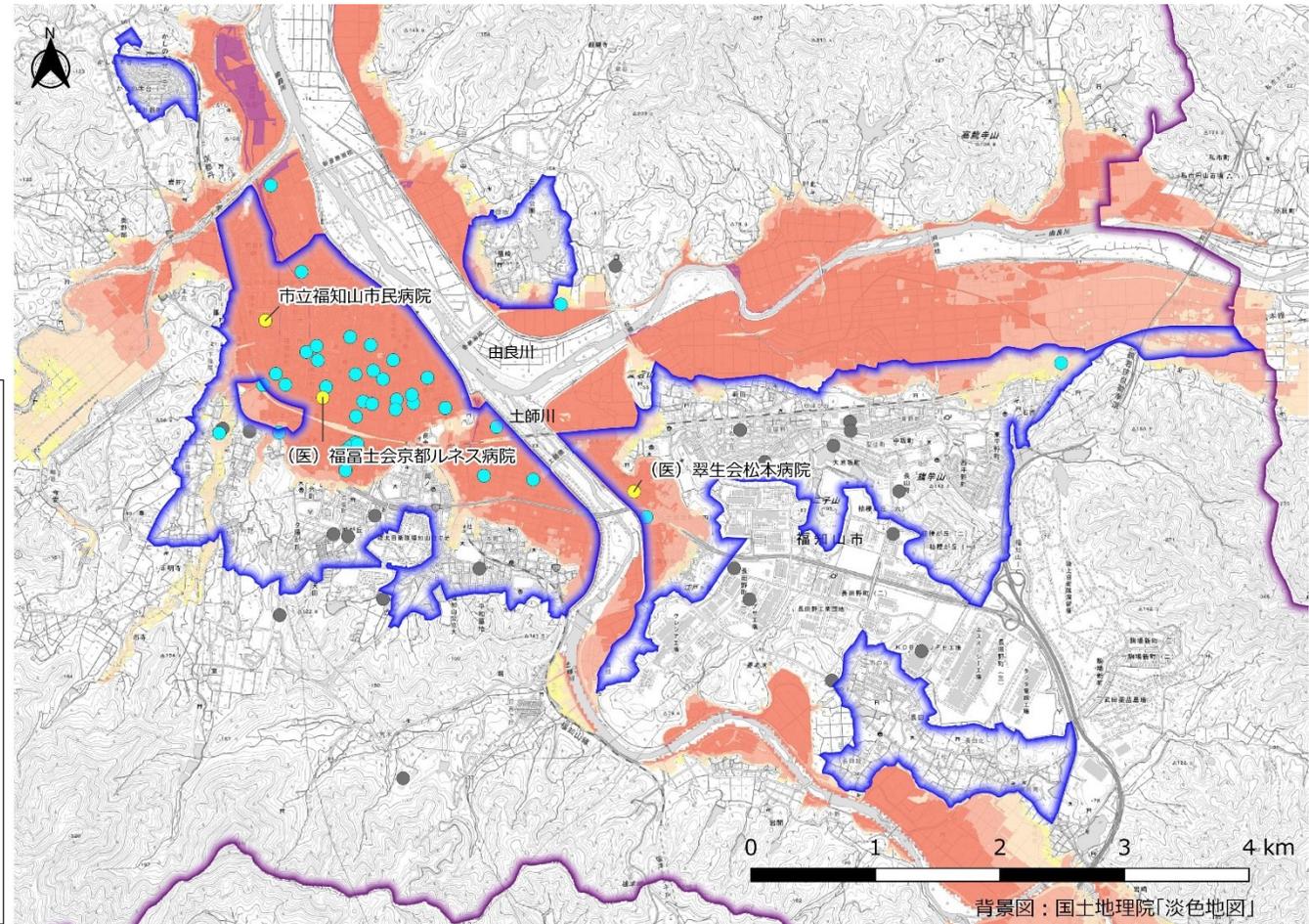


図 5-45 居住誘導区域内における洪水浸水想定区域(L2)と医療機関立地状況

- 洪水浸水想定区域(L2)内に多くの医療機関が立地しているため、浸水により緊急医療体制が機能不全に陥る恐れがあります。

オ 洪水浸水想定区域(想定最大規模L2)×緊急輸送道路×一次避難所(居住誘導区域)

緊急輸送道路は、国土数値情報の緊急輸送道路データ(H27)を表示したものです。()内はデータの時点を示しています

凡例

■ 居住誘導区域

■ 行政界

— 第1次緊急輸送道路

— 第2次緊急輸送道路

🏠 一次避難所

浸水深

■ 0m以上0.5m未満

■ 0.5m以上3.0m未満

■ 3.0m以上5.0m未満

■ 5.0m以上10.0m未満

■ 10.0m以上20.0m未満

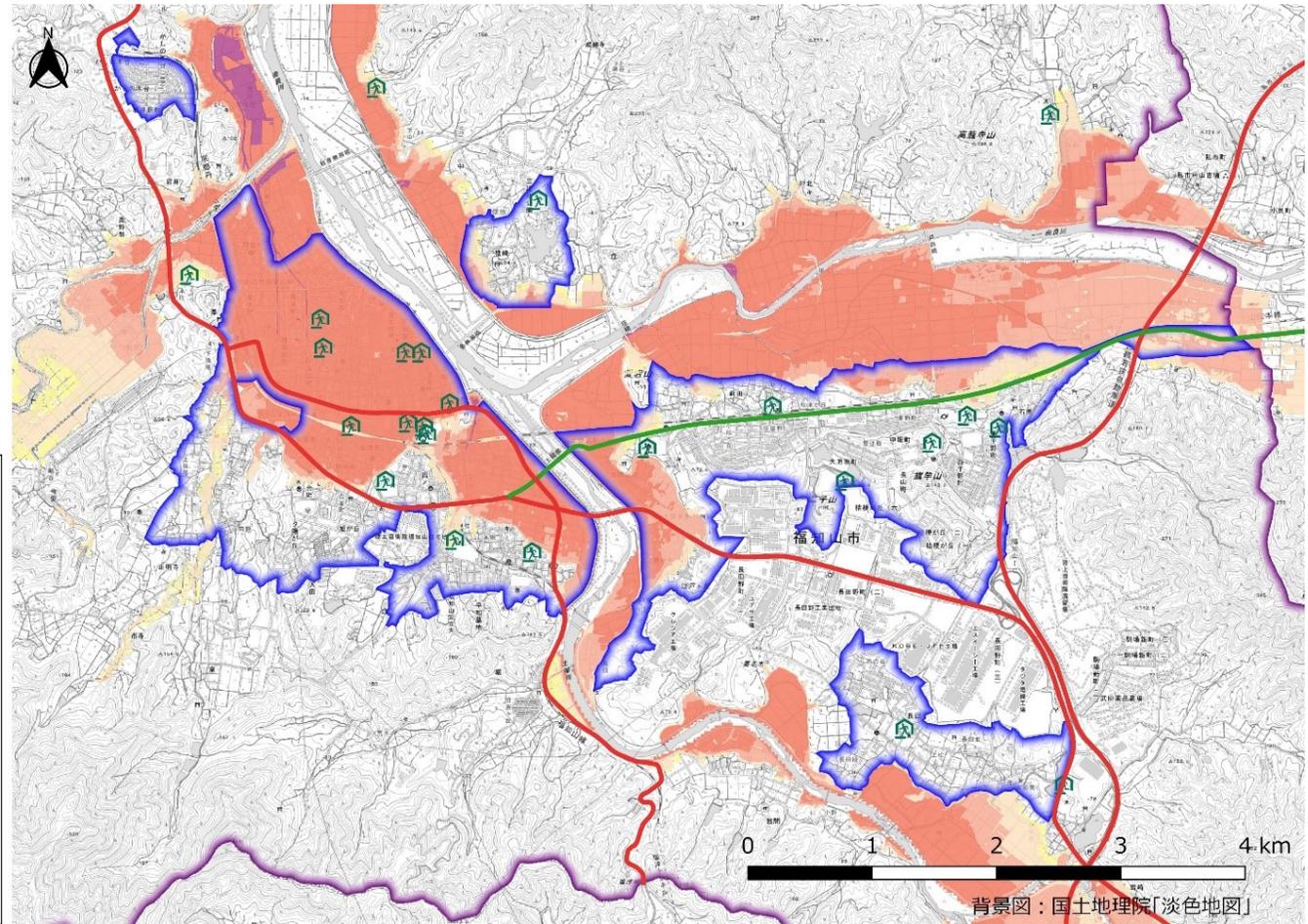


図 5-46 居住誘導区域内における洪水浸水想定区域(L2)と緊急輸送道路と一次避難所

- 福知山駅北側を通過する第1次緊急輸送道路は、洪水浸水想定区域(L2)内を通過しており、周辺に位置する一次避難所への緊急物資輸送等が機能不全に陥る恐れがあります。

カ 内水浸水想定区域(平成 26 年(2014 年)8 月豪雨の浸水深より算出)×人口分布×一次避難所(居住誘導区域)

人口分布は、平成 27 年
(2015 年) 国勢調査の結果
より、100mメッシュ内の人口を
算出したものです。

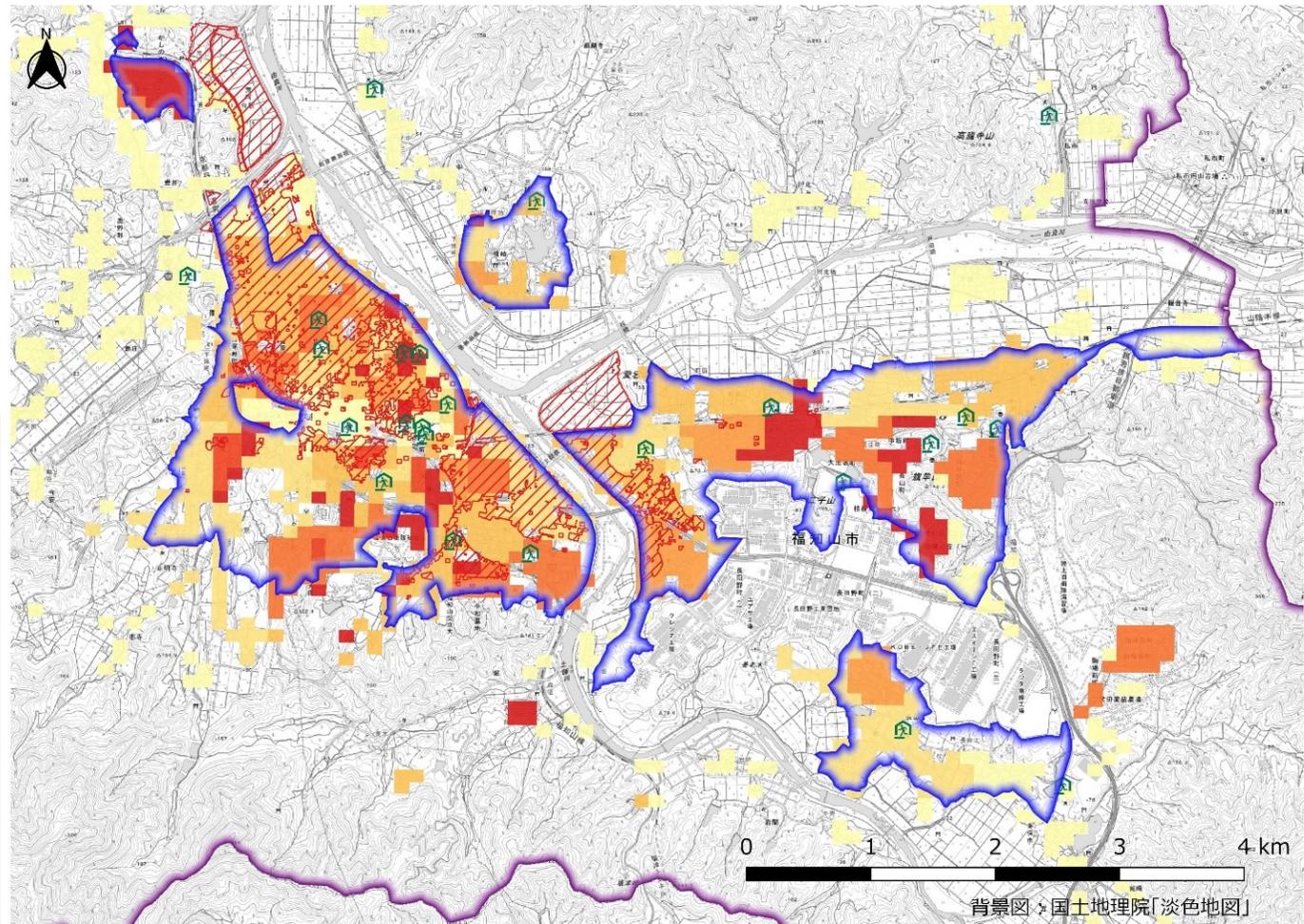


図 5-47 居住誘導区域内における内水浸水想定区域と人口分布

- 人口密集地が、平成 26 年(2014 年)8 月豪雨から計算された内水浸水想定区域内に属しており、避難のありかた等を検討する必要があります。

キ 内水浸水想定区域(平成26年(2014年)8月豪雨の浸水深より算出)×建物分布(居住誘導区域)

建築物は、平成27年(2015年)度都市計画基礎調査の建物現況調査における建物階数を表示したものです。

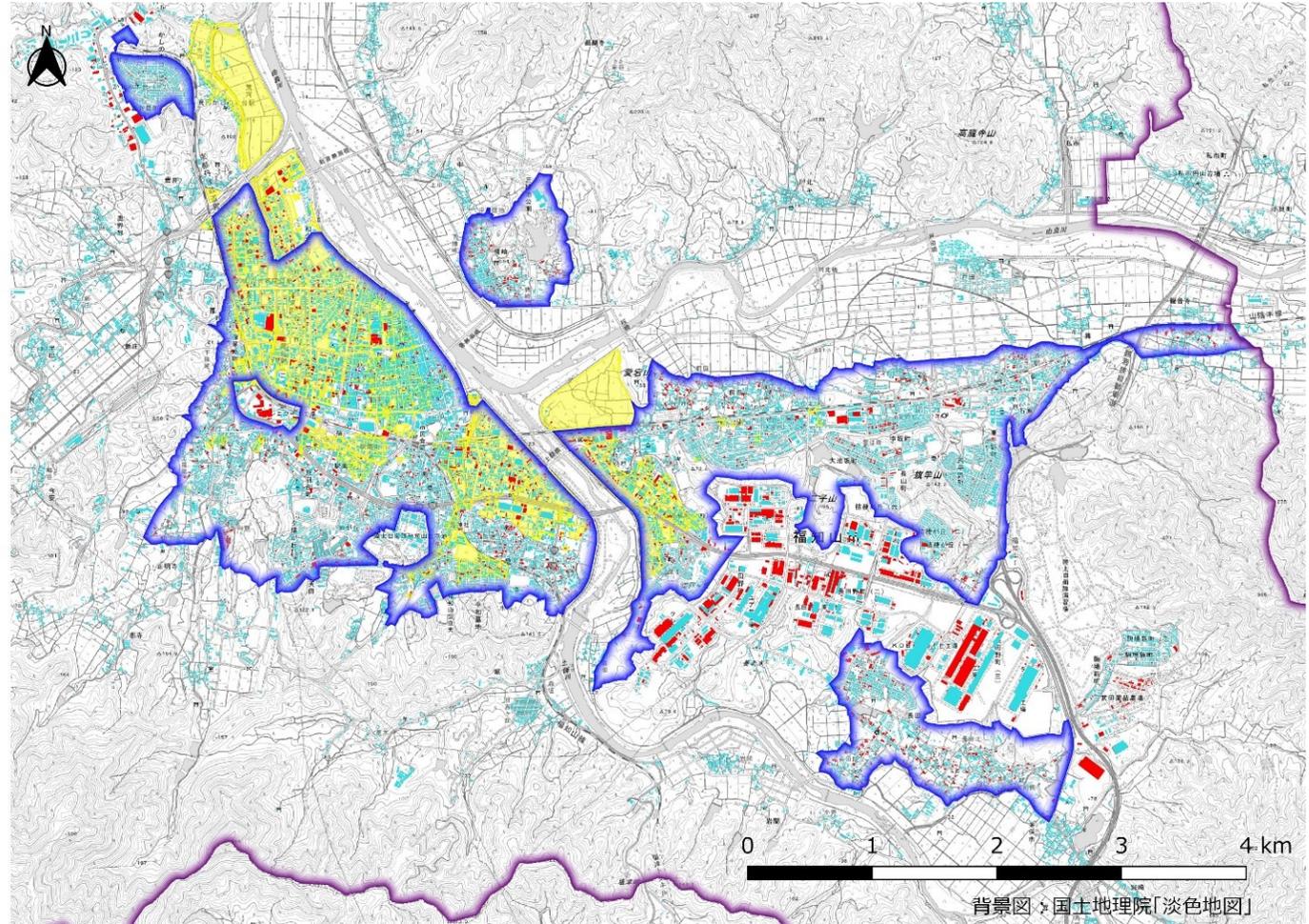
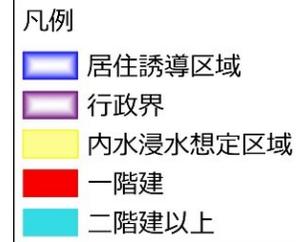


図 5-48 居住誘導区域内における内水浸水想定区域と建物分布

- 福知山駅北部及び駅東部や土師川沿いが、平成26年(2014年)8月豪雨から計算された内水浸水想定区域内に属しており、避難のありかた等を検討する必要があります。

ク 洪水浸水継続時間×建物分布(居住誘導区域)

建築物は、平成27年(2015年)度都市計画基礎調査の建物現況調査における建物階数を表示したものです。

凡例	
	居住誘導区域
	行政界
	一階建
	二階建以上
浸水継続時間	
	12時間未満
	12~24時間未満
	24~36時間未満
	36~48時間未満
	48~60時間未満
	60時間以上

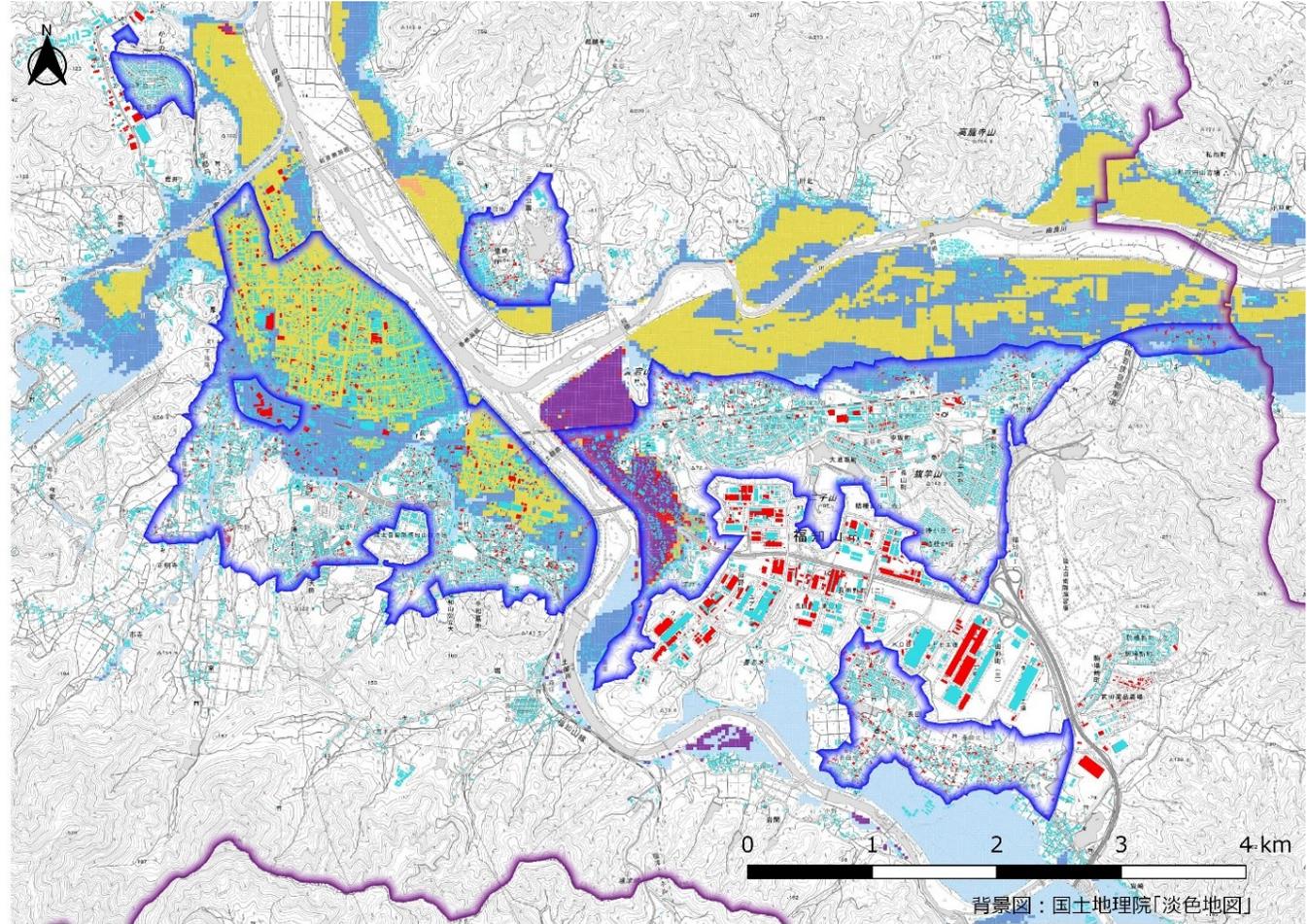


図 5-49 居住誘導区域内における洪水浸水継続時間と建物分布

- 市街地の多くは、浸水継続時間が24時間を超える地区となっており、特に土師は60時間を超えます。浸水が長期化した場合の避難のありかた等を検討しておく必要があります。

ケ 由良川流域(福知山市域)における総合的な治水対策の短期対策×内水浸水想定区域(平成26年8月豪雨時の浸水深より算出)

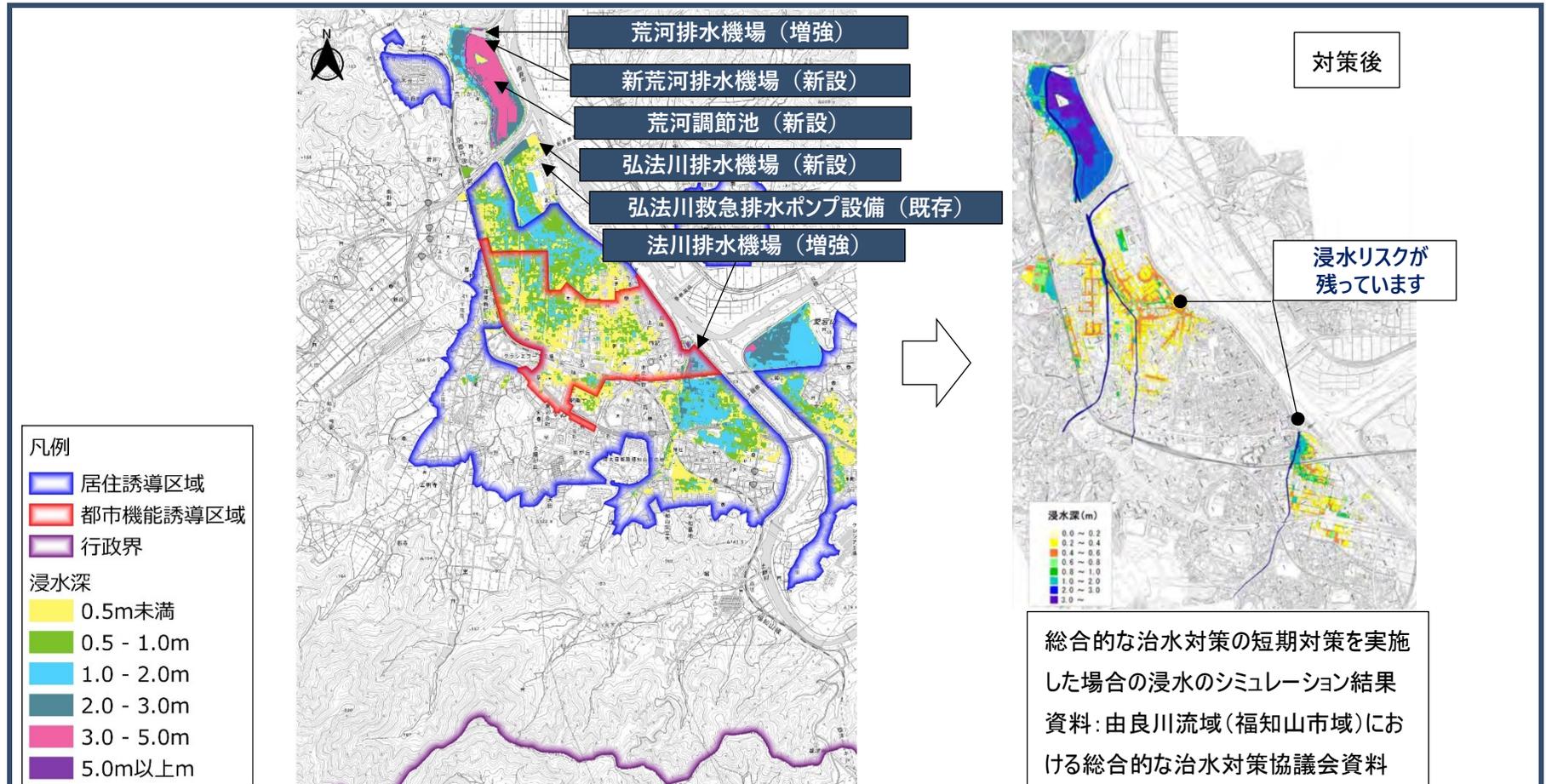
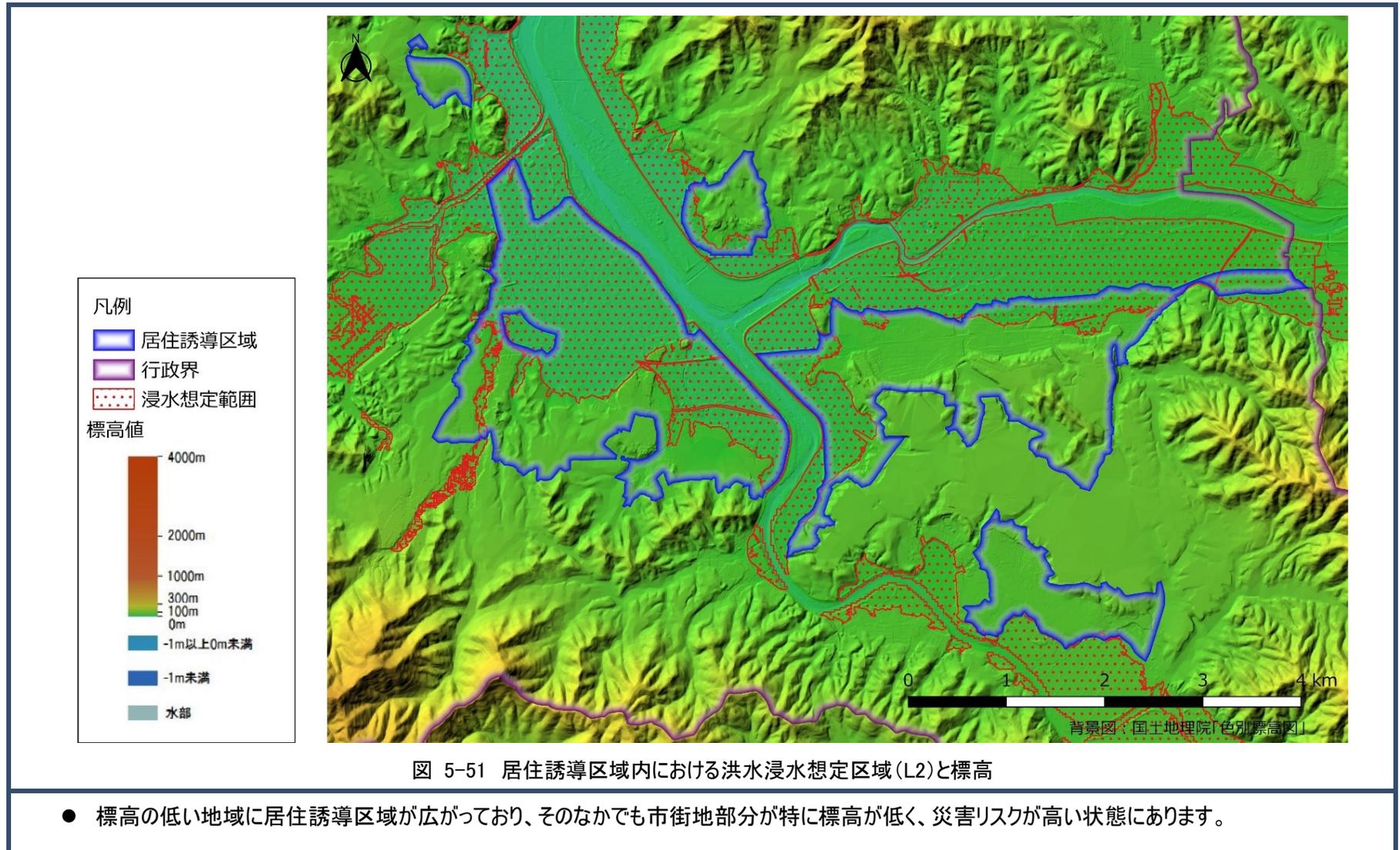


図 5-50 総合的な治水対策の短期対策と内水浸水想定区域

- 国により法川・弘法川・荒河排水機場、京都府により弘法川、法川の改修、新荒河排水機場・荒河調節池、市により桃池及び草池調整池の整備・増強などといった総合的な治水対策が進められました。その結果、床上浸水被害が概ね解消され、市街地が浸水するリスクは軽減されましたが、一部地区では道路冠水リスクや、床上浸水リスクが残るため、対策を検討しておく必要があります。

□ 洪水浸水想定区域(想定最大規模 L2) × 色別標高図(居住誘導区域)



サ 洪水浸水想定区域(想定最大規模 L2) × 治水地形分類図(居住誘導区域)

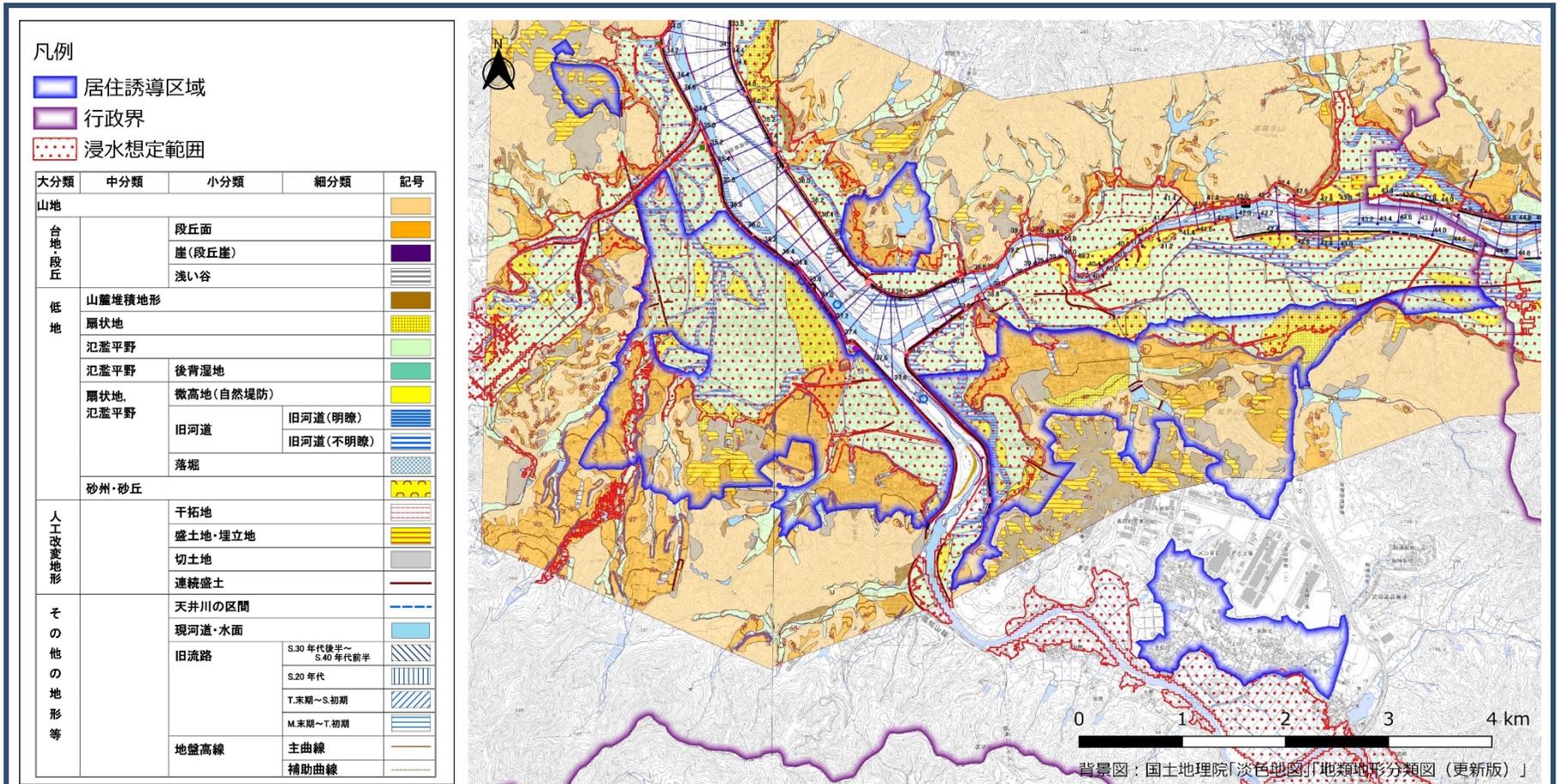


図 5-52 居住誘導区域内における洪水浸水想定区域(L2)と治水地形分類

- 市街地は過去の氾濫で形成された氾濫平野に広がって形成されているため、元来より浸水しやすい地形であるといえます。

シ 土砂災害警戒区域×建物分布(居住誘導区域)

建築物は、平成 27 年（2015 年）度 都市計画基礎調査の建物現況調査を表示したものです。

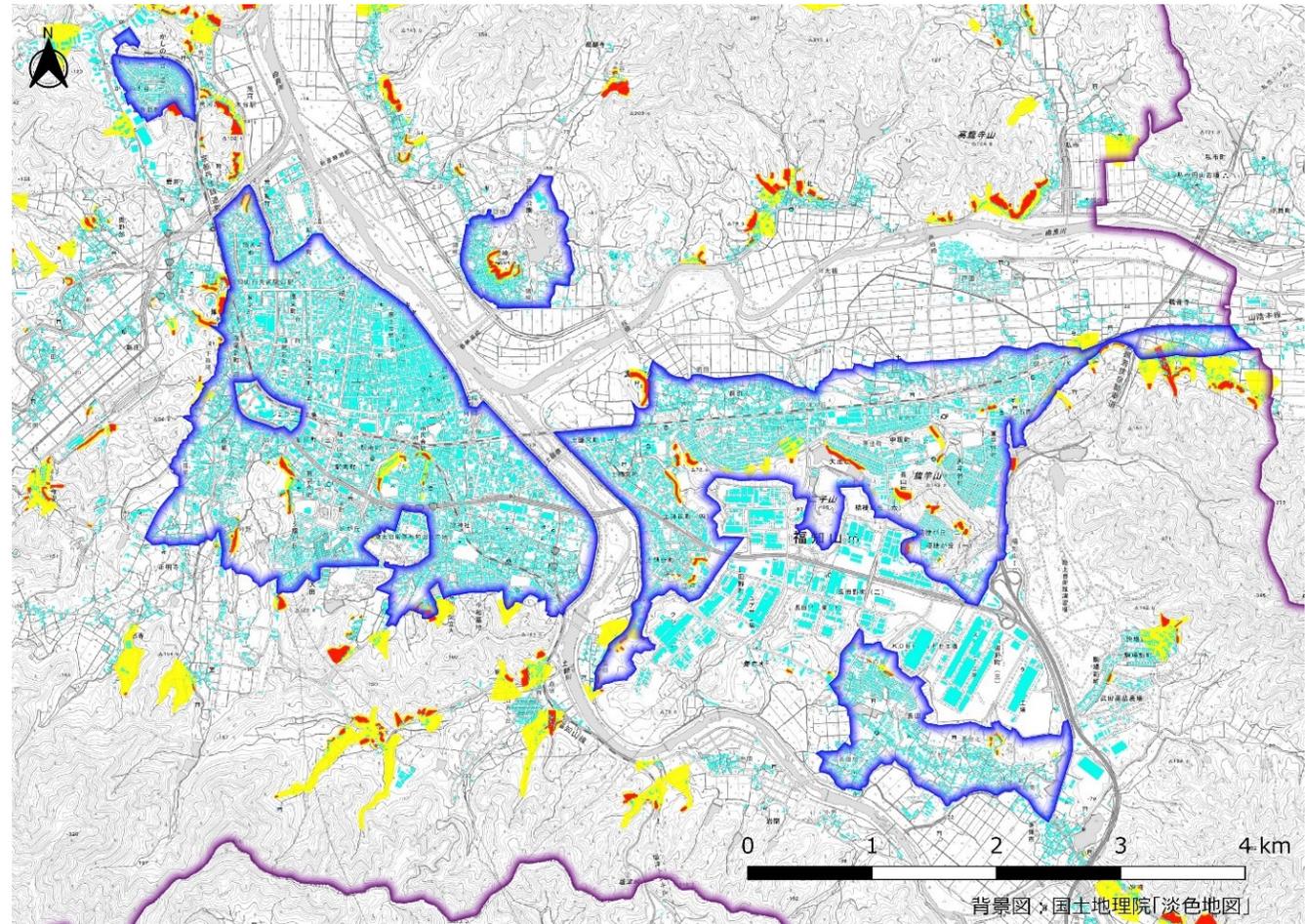


図 5-53 居住誘導区域内における土砂災害警戒区域と建物分布

- 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が市内に点在し、建物が含まれている地区もあり、災害リスクが高い状態です。

7 大規模盛土造成地×建物分布(居住誘導区域)

建築物は、平成 27 年（2015 年）度 都市計画基礎調査の建物現況調査を表示したものです。

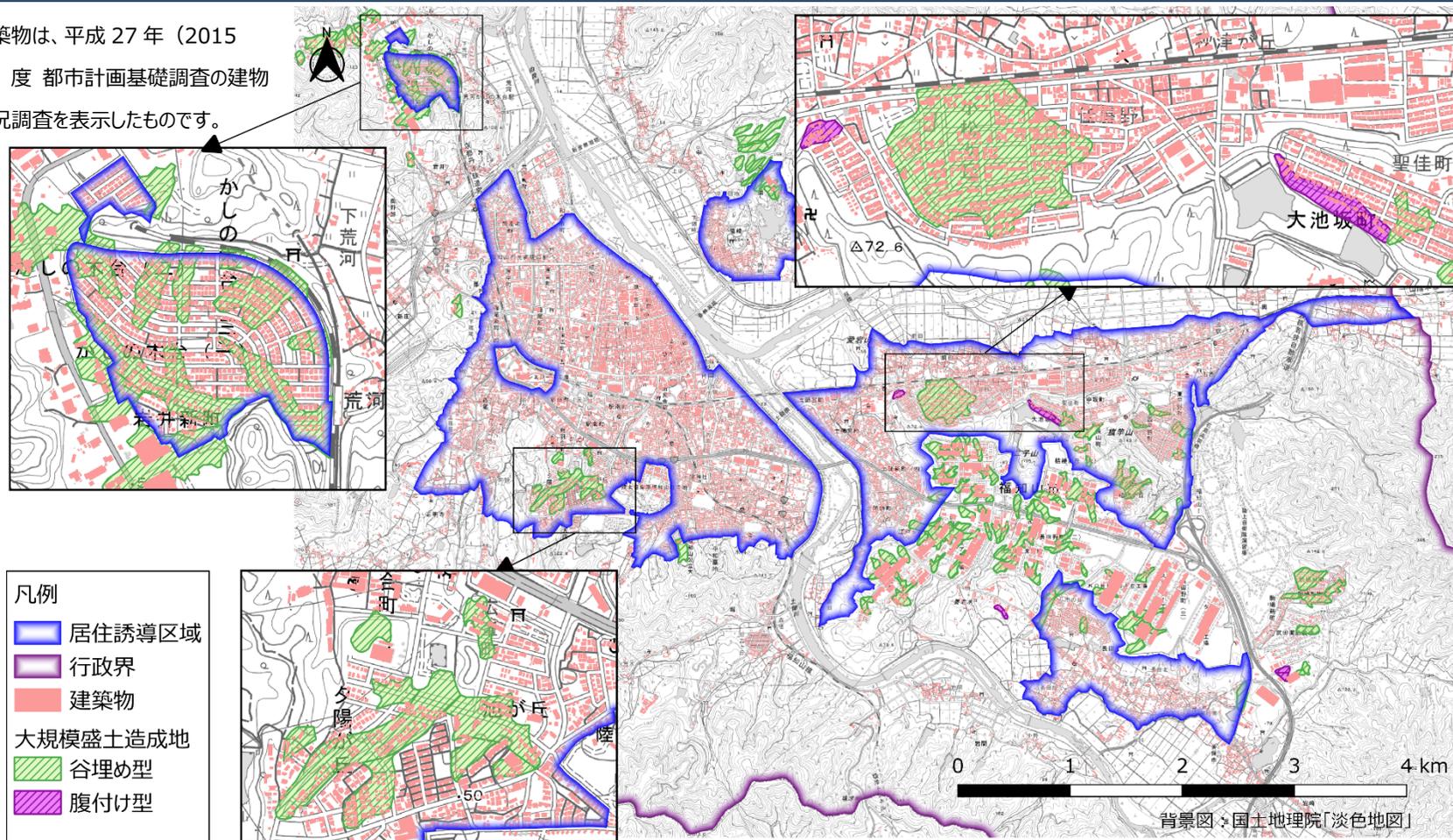


図 5-54 居住誘導区域内における大規模盛土造成地と建物分布

- 居住誘導区域内に谷埋め型・腹付け型の大規模盛土造成地が分布しています。そのため今後スクリーニングにより、危険性の調査等を検討していく必要があります。

セ 最大震度分布×木造建物分布(居住誘導区域)

建築物は、平成 27 年（2015 年）都市計画基礎調査の建物現況調査における建築年を表示したものです。

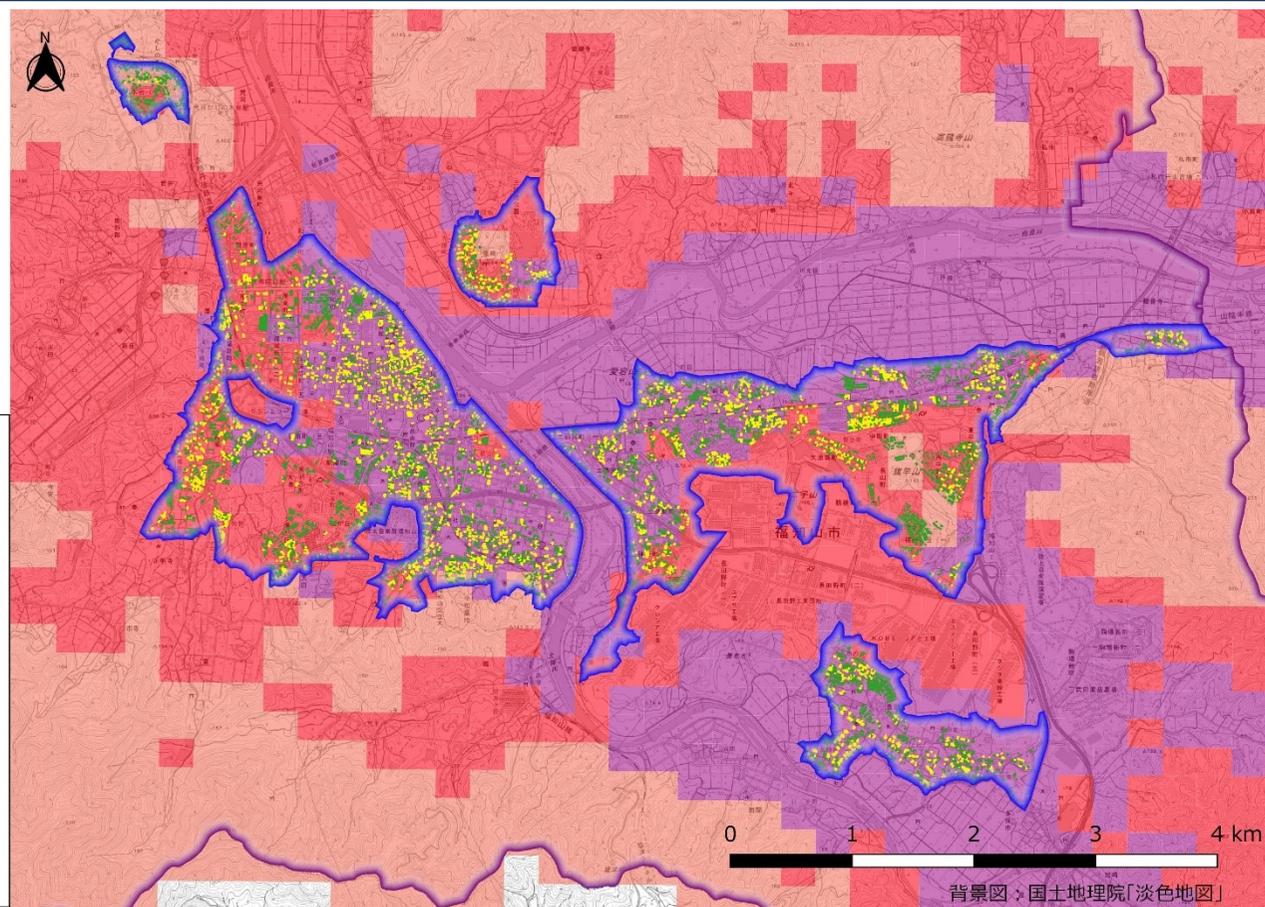


図 5-55 居住誘導区域内における最大震度分布と木造建物分布

- 旧耐震基準である昭和 56 年（1981 年）以前に建築された木造建物が、最大震度 7 クラスの地震が発生することが想定される地域に分布しているため、大きな被害が発生すると考えられます。そのため、今後耐震化等を検討していく必要があります。

2-4. 防災上の課題の抽出

災害ハザード情報や災害ハザード分析による災害リスクの高い地域の抽出により、防災上の課題を「表 5-7 防災上の課題一覧」のとおり整理します。

表 5-7 防災上の課題一覧

災害種別	種別	リスク分析番号	リスク分析図面	対象地域	課題
水害	洪水	ア (第5章 第6節 2-3)	図 5-42	市街地	人口が洪水浸水想定区域(L2)内に分布(約53.7%)しています。また洪水浸水想定区域が広範囲に広がっていることから、一次避難所も洪水浸水想定区域(L2)内に存在しており、今後避難のありかたを検討する必要があります。
		イ	図 5-43		洪水浸水想定区域(L2)における浸水深は大部分が5.0m超となっており、建物の2階部分でも浸水する恐れがあります。また浸水深が3.0m~5.0mの範囲に、1階建てが多く存在します。そのため、避難のありかた等を検討する必要があります。
		コ サ	図 5-51 図 5-52		・標高の低い地域に居住誘導区域が広がっており、そのなかでも市街地部分が特に標高が低く、災害リスクが高い状態にあります。 ・市街地は過去の氾濫で形成された氾濫平野に広がって形成されているため、元来より浸水しやすい地形であるといえます。
		ク	図 5-49		市街地の多くは、浸水継続時間が24時間を超える地区となっており、特に土師は60時間を超えます。浸水が長期化した場合の避難のありかた等を検討しておく必要があります。
	洪水 (都市施設)	ウ	図 5-44	市街地	洪水浸水想定区域(L2)において、公共施設等の都市施設が3.0m以上の浸水の恐れがある範囲に含まれています。そのため、行政事務の機能停止や長期にわたる機能停滞が発生する恐れがあります。
		エ	図 5-45		洪水浸水想定区域(L2)内に多くの医療機関が立地しているため、浸水により緊急医療体制が機能不全に陥る恐れがあります。
	洪水 (緊急輸送 道路)	オ	図 5-46		福知山駅北側を通過する第1次緊急輸送道路は、洪水浸水想定区域(L2)内を通過しており、周囲に位置する一次避難所への緊急物資輸送等が機能不全に陥る恐れがあります。
	内水	カ キ	図 5-47 図 5-48	市街地	人口密集地が、平成26年(2014年)8月豪雨から計算された内水浸水想定区域内に属しており、避難のありかた等を検討する必要があります。 福知山駅北部及び駅東部や土師川沿いが、平成26年(2014年)8月豪雨から計算された内水浸水想定区域内に属しており、避難のありかた等を検討する必要があります。
		ケ	図 5-50	昭和地区、 大正地区等	国により法川・弘法川・荒河排水機場、京都府により弘法川・法川の改修、新荒河排水機場・荒河調節池、市により桃池及び草池調整池の整備・増強などといった総合的な治水対策が進められました。その結果、床上浸水被害が概ね解消され、市街地が浸水するリスクは軽減されましたが、一部地区では道路冠水リスクや、床上浸水リスクが残るため、対策を検討しておく必要があります。
	土砂災害	土砂災害	シ	図 5-53	全域に点在
大規模盛土 造成地		ス	図 5-54	全域に点在	居住誘導区域内に谷埋め型・腹付け型の大規模盛土造成地が分布しています。そのため今後スクリーニングにより、危険性の調査等を検討していく必要があります。
地震	建物倒壊	セ	図 5-55	全域	旧耐震基準である昭和56年(1981年)以前に建築された木造建物が、最大震度7クラスの地震が発生することが想定される地域に分布しているため、大きな被害が発生すると考えられます。そのため、今後耐震化等を検討していく必要があります。

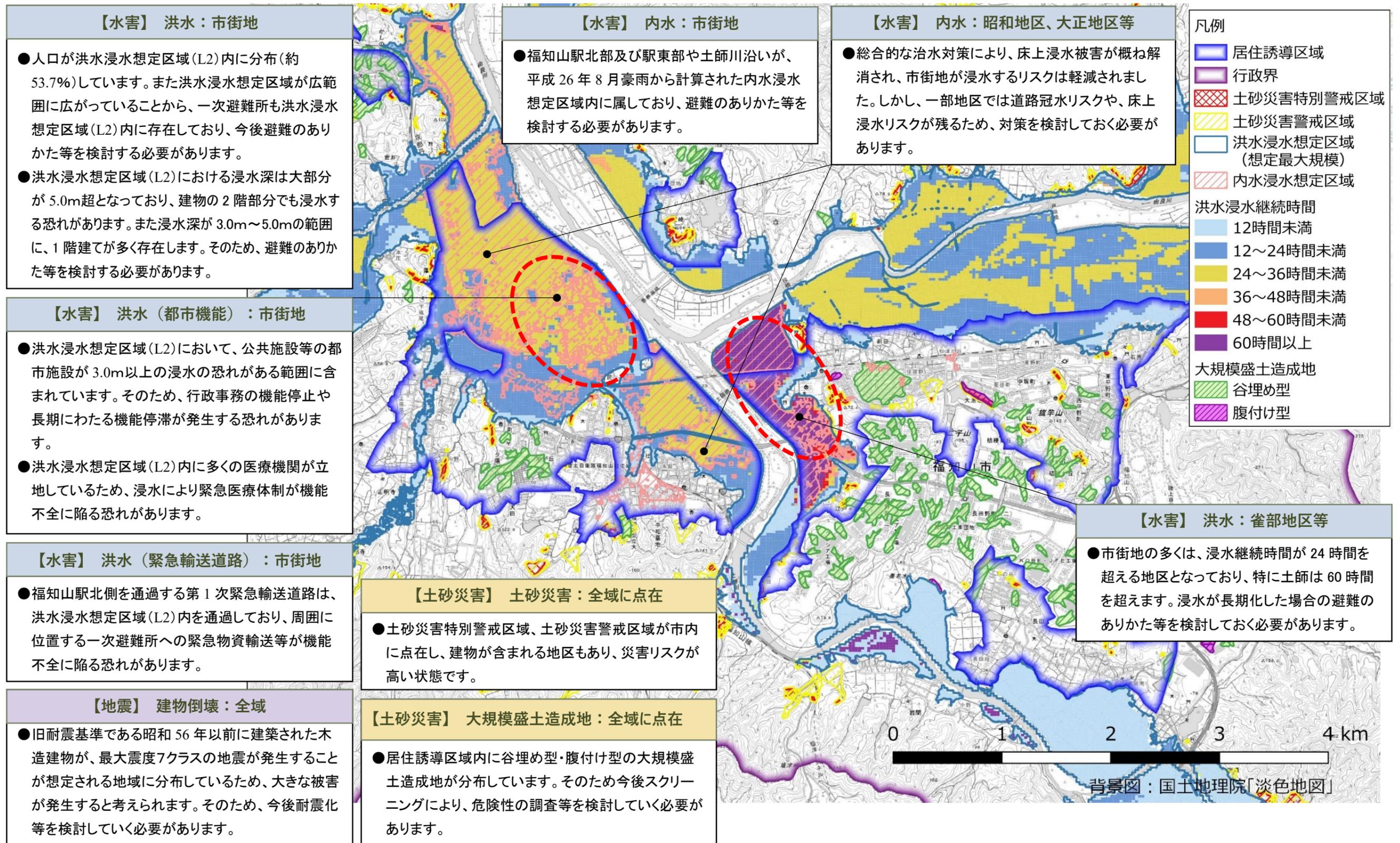


図 5-56 防災上の課題まとめ

3. 防災まちづくりの現状及び将来像と取り組み方針の検討

3-1. 防災まちづくりの現状

(1) 洪水（外水氾濫）・内水（雨水出水）

- 本市は由良川の中流部に位置しますが、由良川の中下流部は川幅が狭く、勾配が緩やかであることから、水災害が起きやすい地形となっています。また市街地は、福知山駅北側を中心に広がっていますが、洪水浸水想定区域(L2)内に2.7万人(平成27年(2015年))が居住しており、これは市街化区域内人口の半数以上を占めています。
- 平成26年(2014年)8月に豪雨被害を受け、国、京都府、市が連携し、排水機場整備、法川・弘法川の改修、調節地・ため池整備など、総合的な治水対策を実施し、令和2年(2020年)5月末に整備が概ね完了しました。これにより、平成26年(2014年)8月の集中豪雨規模の降雨による床上浸水被害リスクが概ね解消されました。
- 外水氾濫対策として、国により「由良川水系河川整備計画」、京都府により「由良川下流圏域河川整備計画」に基づく整備が進められています。さらに、令和3年(2021年)3月には、あらゆる関係者が協働して流域全体の水害軽減を図るため、「由良川水系流域治水プロジェクト」が取りまとめられました。
- 福知山駅北部及び駅東部や土師川沿いの市街地の多くは、浸水継続時間が24時間を超える地区となっており、特に土師は60時間を超えます。都市機能や住宅が集中した地域において浸水が長期化した場合、復旧活動の障害、住民の孤立、衛生環境の悪化、ライフラインの停止などが予想されます。

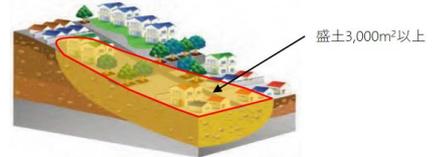
(2) 土砂災害

- 市内に、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が点在しています。これらは市街地内にも点在しており、そのうち一部区域の建物が土砂災害特別警戒区域に含まれています。
- 東日本大震災や熊本地震などの大規模な地震では、盛土造成地における宅地の被害が多数発生しました。特に造成年が古い造成地は、地震に脆弱なものが多いと考えられており、盛土の変状の点検や対策、事前監視が重要となっています。
- 大規模盛土造成地は、下記の要件を満たす造成地です。

- ① 盛土の面積が 3,000 m²以上
- ② 盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上かつ盛土の高さが 5 m 以上

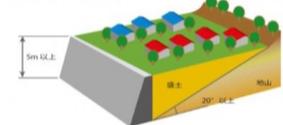
○大規模盛土造成地の要件

盛土の面積が3,000m²以上



谷埋め型大規模盛土造成地（イメージ）

盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5m 以上



腹付け型大規模盛土造成地（イメージ）

資料：国土交通省

- これまで、国により大規模盛土造成地マップの作成・公表が、京都府により造成年代調査等が進められてきました。現在、京都市を除く府内市町村においては 1,278 箇所の大規模盛土造成地が抽出されています。
- 本市全域では、169 箇所の大規模盛土造成地が存在します。そのうち居住誘導区域内には、58 箇所存在します。

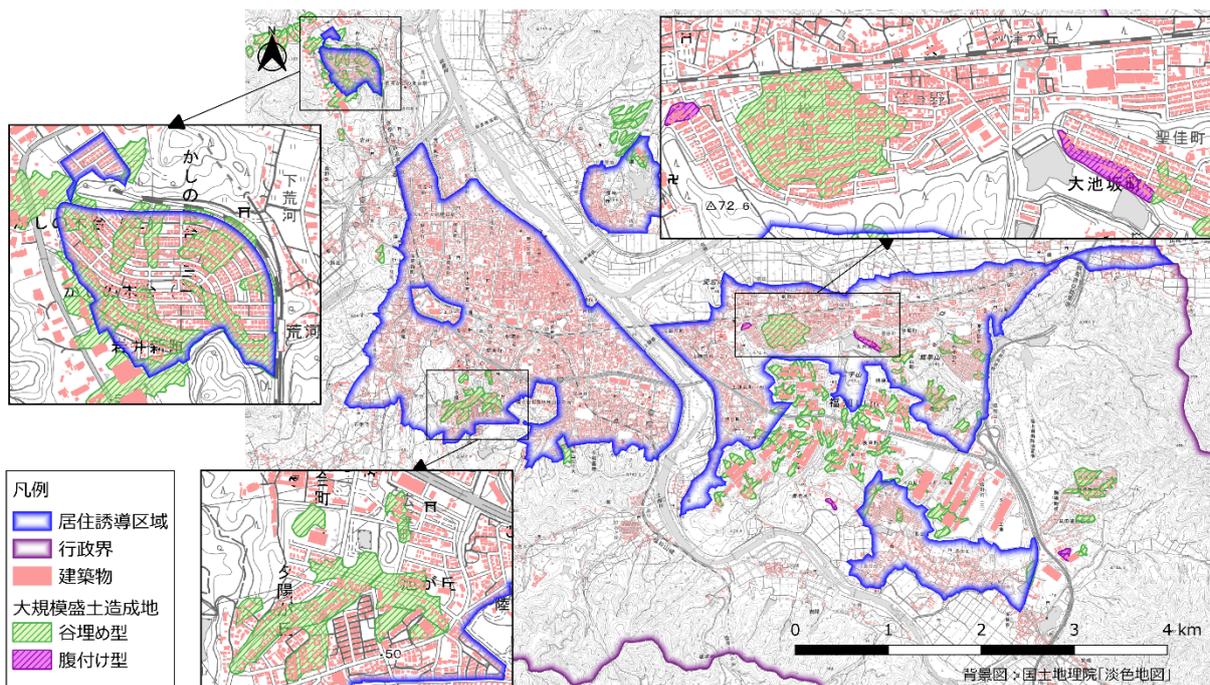


図 5-57 居住誘導区域内における大規模盛土造成地と建物分布【再掲】

3-2. 防災まちづくりの将来像

都市の防災に関する機能の確保に向け、防災まちづくりの将来像を以下のように設定します。

国土強靱化地域計画

- ① 人命の保護が最大限に図られること。
- ② 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること。
- ④ 迅速な復旧復興を可能とすること。

地域防災計画

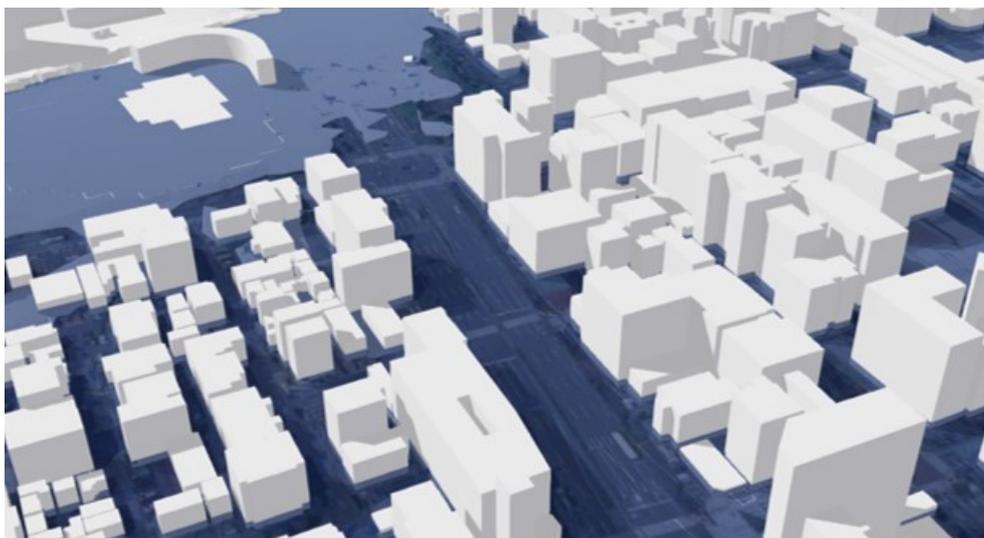
- ① 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が困難な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに努めるとともに、早期の復旧・復興に努める。
- ② 災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備整備（ハード）と「福知山市避難のあり方検討会最終取りまとめ」を踏まえた情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。
- ③ 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、住民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。
- ④ 防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し、防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- ⑤ 災害発生時において、住民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築を目指す。
- ⑥ 福知山市は、山に囲まれた地域であり「中越地震」のような孤立する地域が発生することが憂慮されている。このため減災目標としては孤立する地域の対応を中心におく。

市民とともにつくる災害に強いまちづくりの推進

3-3. 取り組み方針

(1) 洪水（外水氾濫）・内水（雨水出水）への対応

- 由良川、土師川（国管理区間）は「由良川水系河川整備計画（国土交通省）」に基づく、またそれ以外の京都府管理の河川は「由良川下流圏域河川整備計画（京都府）」に基づく整備を促進します。さらに、流域全体の被害軽減を図るため、令和3年（2021年）3月に取りまとめられた「由良川水系流域治水プロジェクト」の取り組みを進めます。
- 内水（雨水出水）については、これまでの治水対策により、平成26年（2014年）8月の集中豪雨規模の降雨による床上浸水リスクについては概ね解消されました。今後は残存リスクに応じた地区ごとの対応を進めていきます。
- 洪水浸水想定区域（L2）は市内の広範囲に浸水深5m以上のエリアが広がっており、災害リスクが高い状態です。そのため災害発生時には、歩行や自動車の走行に支障を来し、避難行動自体が困難になると考えられます。そのため、危険性の認識、事前の備え、避難場所の確保、早めの行動が重要であるという考えのもと、対策を講じていきます。
- 水害に対する予防・応急対応、復旧・復興には地域住民が連携して地域の防災力を高め、災害に強いまちをつくり、被害を最小限に抑えることが必要です。そこで、活動組織となる自主防災組織の結成、活性化を促すとともに、地域住民の意見を反映し、地域住民が主体となった、より実効性が高くかつ効果的な地域版防災マップ（マイタイムライン）の作成・活用を行います。
- 国が進める都市空間そのものを再現する3D都市空間情報プラットフォーム（3D都市モデル）化を進め、市民参加型・機動的な防災まちづくりの実現にむけて、避難場所の検討や市民にわかりやすく災害リスクを伝える工夫など、防災施策の高度化を図ります。



資料：国土交通省

図 5-58 浸水想定区域図を3D都市モデルに重ねあわせた避難場所の検討のイメージ

- 切迫した災害から緊急的に避難する場所としての指定緊急避難場所を、一定期間避難生活をする場所として、指定避難所（命が助かった後に生活する場所）を指定します。
- 指定緊急避難場所においては、避難場所の多様化を図るとともに、コロナ対策を見据えた有効な避難場所の確保という観点が重要です。現在、新たな地区避難所の開設について、令和3年（2021年）3月現在50の自治会から地域による開設・運営の了承をいただいておりますが、今後も地区避難所開設拡大に向けた取り組みを進めます。
- 居住誘導区域内においても、水平避難が迅速に行えるように安全な緊急避難場所の指定を検討します。また指定緊急避難場所のうち、老朽化が進行している施設については、安全対策を実施します。あわせて災害時要配慮者の避難の容易性の確保や指定避難所における避難生活に対する支援が行えるような取り組みを進めます。
- 避難経路が浸水するなど、緊急避難場所への避難（水平避難）が危険となる可能性がある場合は、近隣のビル・施設の高層階など高い場所へ避難する垂直避難を行い、救助を待つという避難方法も重要です。そこで、垂直避難を見据えた避難施設としての機能を有する施設の整備を検討します。
- 長期にわたる避難を想定し、指定緊急避難場所から指定避難所へ移行した運営を想定した災害体制確保を図る必要があります。そのため指定避難所運営マニュアルの策定を進めます。
- 緊急物資輸送等の機能不全に備え、代替緊急輸送道路の検討を進めます。
- 福知山市民病院に非常電源を整備することに加え、避難所の非常用電源として電気自動車の活用を検討します。

(2) 土砂災害

- 土砂災害の危険性が高い地区については、京都府と協議を進めながら、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域等の指定の手続きを進めるとともに、新たな土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域等が指定された場合、居住誘導区域の見直しや指定区域に必要な措置を検討します。
- 災害ハザードエリアにおける開発を抑制するとともに、災害ハザードエリアからの移転の促進を図るために、防災移転計画の策定を検討します。
- 土砂災害の危険性が高い地区のうち、人家や公共施設等が存在する箇所等については、京都府による砂防堰堤の整備等を進めます。
- 居住誘導区域内の大規模盛土造成地については、早期かつ重点的に安全性の調査を実施していく必要があることから、これまでの調査(第一次スクリーニング)を実施してきた京都府と連携しながら、第二次スクリーニング計画を作成し、第二次スクリーニングを実施します。スクリーニングの実施により、危険と判断された箇所については、優先順位をつけながら対策の検討を進めます。
- 優先度が低い大規模盛土造成地や早期に地盤調査が必要でない大規模盛土造成地については、継続して監視ができるように体制を強化します。
- 居住誘導区域内においては、地盤全体の強化を図るために、宅地耐震化推進事業の検討を進めます。
- 河川の浸水想定区域の追加や、土砂災害特別警戒区域等の指定の見直しを踏まえ、今後ハザードマップの見直しの検討を進めます。また、地域住民の意見を反映し、地域住民が主体となった、より実効性が高くかつ効果的な地域版防災マップ(マイタイムライン)の作成・活用を行います。

(3) 地震

- 本市の住宅総数は約 62,000 棟ありますが、これらの住宅建築物の多くは木造建築物です。そこで、被害を最小限に食い止めるため住宅・建築物安全ストック形成事業を活用して建築物の耐震化を促進します。さらに、災害時の空き家の倒壊や建材の飛散、落下による事故を防ぐため、倒壊等の危険性のある空き家の補修や除却を推進します。
- 中心市街地周辺には狭隘な生活道路が多い地区が存在するため、災害発生時に延焼の拡大や避難が困難になることが予想されます。そこで、災害時の迅速な避難や応急活動の場となるスペースや、住民が避難する避難路の確保を推進します。
- 耐震性の低い市営住宅の建替え等により、市営住宅の耐震化率を計画的に向上させます。
- 地震等の災害時において緊急輸送ルートを確認するために、必要な道路ネットワークの無電柱化を推進します。整備にあたっては、市街地内の緊急輸送道路や、広域的な救援物資等の輸送ルートとなる道路の優先整備を検討します。

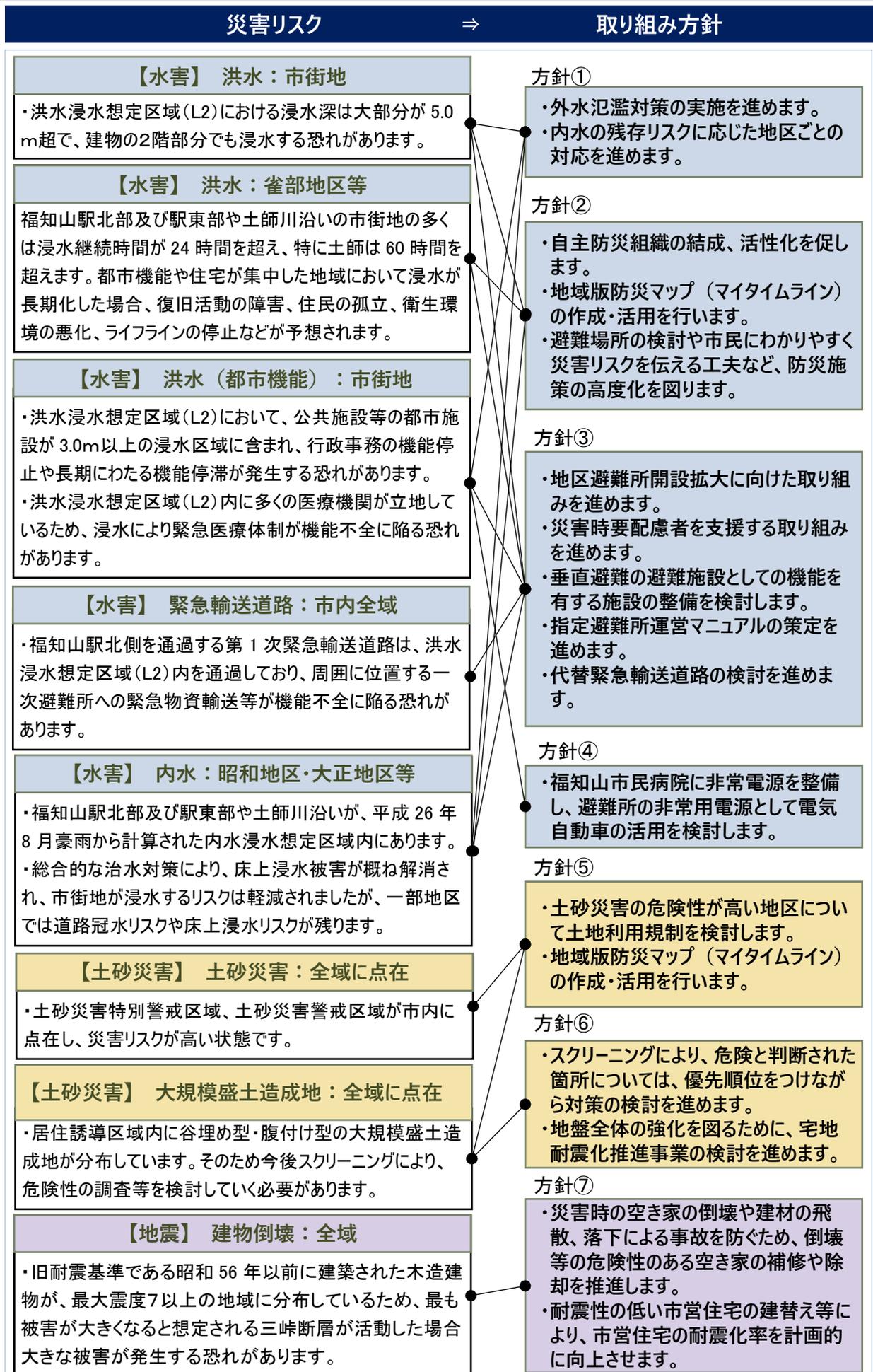


表 5-8 洪水(外水氾濫)・内水(雨水出水)における防災上の方針一覧

方針番号	具体的な内容	施策	対策内容
方針①	●由良川、土師川(国管理区間)は「由良川水系河川整備計画(国土交通省)」に基づく、またそれ以外の京都府管理の河川は「由良川下流圏域河川整備計画(京都府)」に基づく整備を促進します。	由良川水系の河道掘削・堤防整備	緊急治水対策をふまえ、継続実施
		由良川水系の堤防強化	岩沢堤の改築事業の実施
		河川、河川管理施設維持管理	維持掘削・樹木伐採、堆積土砂撤去、施設老朽化対策
	●内水(雨水出水)については、これまでの治水対策により、平成26年(2014年)8月の集中豪雨規模の降雨による床上浸水リスクについては概ね解消されました。今後は残存リスクに応じた地区ごとの対応を進めていきます。	内水被害軽減対策、防災重点農業用ため池ハザードマップ作成	下水道・排水施設の整備、雨水貯留施設・調節池整備、ため池治水利用、雨水貯留施設の点検・更新、各戸貯留施設の設置を促進
	浸水対策事業実施地区の対策検討	事業効果の検証(土師・法川・弘法川排水区)	
	浸水対策事業未実施地区への対策検討	シミュレーション等により手法と効果の検証、対策実施	
方針②	●洪水浸水想定区域(L2)は市内の広範囲に浸水深5m以上のエリアが広がっており、災害リスクが高い状態です。そのため災害発生時には、歩行や自動車の走行に支障を来し、避難行動自体が困難になると考えられます。そのため、危険性の認識、事前の備え、避難場所の確保、早めの行動が重要であるという考えのもと、対策を講じていきます。	住民と関係機関等と連携した避難訓練の実施	定期的な避難訓練の実施
	●水害に対する予防・応急対応、復旧・復興には地域住民が連携して地域の防災力を高め、災害に強いまちづくり、被害を最小限に抑えることが必要です。そこで、活動組織となる自主防災組織の結成、活性化を促すとともに、地域住民の意見を反映し、地域住民が主体となった、より実効性が高くかつ効果的な地域版防災マップ(マイタイムライン)の作成・活用を行います。	広域避難所(指定緊急避難場所、指定避難所)の適正配置	地域特性に応じて避難所の配置や運営マニュアルの見直しを実施
	●国が進める都市空間そのものを再現する3D都市空間情報プラットフォーム(3D都市モデル)化を進め、市民参加型・機動的な防災まちづくりの実現にむけて、避難場所の検討や市民にわかりやすく災害リスクを伝える工夫など、防災施策の高度化を図ります。	住民の災害リスクへの意識醸成	水害リスクや水害対策などの啓発活動 地域版防災マップ(マイタイムライン)の作成 防災アプリの登録促進 水位計、浸水センサーの活用、タブレット利用検証
方針③	●切迫した災害から緊急的に避難する場所としての指定緊急避難場所を、一定期間避難生活をする場所として、指定避難所(命が助かった後に生活する場所)を指定します。	3D都市モデルの作成	3D都市モデルと災害ハザード情報の重畳化による災害リスクの3D可視化を推進
	●指定緊急避難場所においては、避難場所の多様化を図るとともに、コロナ対策を見据えた有効な避難場所の確保という観点が重要です。現在、新たな地区避難所の開設について、令和3年(2021年)3月現在50の自治会から地域による開設・運営の了承をいただいておりますが、今後も地区避難所開設拡大に向けた取り組みを進めます。	指定避難所指定箇所数の拡大	住民ニーズを捉えたうえで、指定避難所の指定を推進
	●居住誘導区域内においても、水平避難が迅速に行えるように安全な緊急避難場所の指定を検討します。また指定緊急避難場所のうち、老朽化が進行している施設については、安全対策を実施します。あわせて災害時要配慮者の避難の容易性の確保や指定避難所における避難生活に対する支援が行えるような取り組みを進めます。	地区避難所開設の促進	地区避難所の開設拡大に向けた取り組みを実施、地域住民による避難所運営が行える仕組みの構築
	●避難経路が浸水するなど、緊急避難場所への避難(水平避難)が危険となる可能性がある場合は、近隣のビル・施設の高層階など高い場所へ避難する垂直避難を行い、救助を待つという避難方法も重要です。そこで、垂直避難を見据えた避難施設としての機能を有する施設の整備を検討します。	要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進、要配慮者の個別避難支援計画の策定	避難確保計画作成の促進 個別避難支援計画の策定
	●長期にわたる避難を想定し、指定緊急避難場所から指定避難所へ移行した運営を想定した災害体制確保を図る必要があります。そのため指定避難所運営マニュアルの策定を進めます。	垂直避難が可能な避難施設の指定等を検討	高層階を有するビル・施設所有者との協議、高層ビル等の建築予定者との協議
	●緊急物資輸送等の機能不全に備え、代替緊急輸送道路の検討を進めます。	指定避難所運営マニュアルの策定	指定避難所運営マニュアルの策定に向けた庁内体制の整備
方針④	●福知山市民病院に非常電源を整備することに加え、避難所の非常用電源として電気自動車の活用を検討します。	緊急車両の移動路の確保	幹線道路等冠水時に代替となる経路の確認
		市民病院への非常用電源整備、電気自動車の活用	電気自動車等の優先的配備の検討

表 5-9 土砂災害における防災上の方針一覧

方針番号	具体的な内容	施策	対策内容
方針⑤	●土砂災害の危険性が高い地区については、京都府と協議を進めながら、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域等の指定の手続きを進めるとともに、新たな土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域等が指定された場合、居住誘導区域の見直しや指定区域に必要な措置を検討します。	土地利用や住まい方の工夫	土地利用規制(法規制)の強化、嵩上げの検討、実施
	●土砂災害の危険性が高い地区のうち、人家や公共施設等が存在する箇所等については、京都府による砂防堰堤の整備等を進めます。	土砂災害を防止する対策工の実施	砂防堰堤、治山ダムの整備
	●河川の浸水想定区域の追加や、土砂災害特別警戒区域等の指定の見直しを踏まえ、今後ハザードマップの見直しの検討を進めます。また、地域住民の意見を反映し、地域住民が主体となった、より実効性が高くかつ効果的な地域版防災マップ(マイタイムライン)の作成・活用を行います。	住民の災害リスクへの意識醸成	水災害リスクや水災害対策などの啓発活動 地域版防災マップ(マイタイムライン)の作成
方針⑥	●居住誘導区域内の大規模盛土造成地については、早期かつ重点的に安全性の調査を実施していく必要があることから、これまでの調査(第一次スクリーニング)を実施してきた京都府と連携しながら、第二次スクリーニング計画を作成し、第二次スクリーニングを実施します。スクリーニングの実施により、危険と判断された箇所については、優先順位をつけながら対策の検討を進めます。	大規模盛土造成地の安全対策検討	スクリーニングの実施
	●居住誘導区域内においては、地盤全体の強化を図るために、宅地耐震化推進事業の検討を進めます。	大規模盛土造成地の安全対策検討	変動予測調査・危険度調査の実施、応急対策の検討

表 5-10 地震における防災上の方針一覧

方針番号	具体的な内容	施策	対策内容
方針⑦	●本市の住宅総数は約 62,000 棟ありますが、これらの住宅建築物の多くは木造建築物です。そこで、被害を最小限に食い止めるため住宅・建築物安全ストック形成事業を活用して建築物の耐震化を促進します。さらに、災害時の空き家の倒壊や建材の飛散、落下による事故を防ぐため、倒壊等の危険性のある空き家の補修や除却を推進します。	・旧耐震基準による建築物の耐震化促進 ・周囲に危険を及ぼす可能性のある空き家のモニタリング	・耐震化の補助メニューの充実 ・耐震化に向けた市民広報の促進 ・空き家対策計画に基づいた対策の実施
	●中心市街地周辺には狭隘な生活道路が多い地区が存在するため、災害発生時に延焼の拡大や避難が困難になることが予想されます。そこで、災害時の迅速な避難や応急活動の場となるスペースや、住民が避難する避難路の確保を推進します。	・地区計画制度の活用 ・自主防災組織による防災意識の啓蒙	・地区の防災性の向上を目的とする防災街区整備地区計画の検討 ・地域版防災マップ(マイタイムライン)による避難路の周知
	●耐震性の低い市営住宅の建替え等により、市営住宅の耐震化率を計画的に向上させます。	市営住宅の耐震化工事の推進	耐震化優先順位に基づいた耐震化工事の推進
	●地震等の災害時において、緊急輸送ルートを確保するために必要な道路ネットワークの無電柱化を推進します。整備にあたっては、市街地内の緊急輸送道路や広域的な救援物資等の輸送ルートとなる道路の優先整備を検討します。	・京都府無電柱化推進計画に基づく推進	・適切な整備方式(電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式など)の検討 ・低コスト化の検討 ・占用制度の運用 ・まちづくりとの連携 ・広報・啓発活動 ・無電柱化情報の共有

4. 防災に関する施策と目標値の検討

4-1. 防災に関する施策とスケジュール

No	施策	対策内容	実施主体	実施時期の目標		
				短期 5年	中期 10年	長期 20年
1	由良川水系の河道掘削・堤防整備	緊急治水対策をふまえ、継続実施	国・京都府	→		
2	由良川水系の堤防強化	岩沢堤の改築事業の実施	国	→		
3	河川、河川管理施設維持管理	維持掘削・樹木伐採、堆積土砂撤去、施設老朽化対策	国・京都府	→		
4	内水被害軽減対策	下水道・排水施設の整備	京都府・市	→		
5		雨水貯留施設・調節池整備、ため池治水利用	京都府・市	→		
6		雨水貯留施設の点検・更新	市	→		
7		各戸貯留施設の設置を促進	市	→		
8	浸水対策事業実施地区の対策検討	事業効果の検証（土師・法川・弘法川排水区）	市	→		
9	浸水対策事業未実施地区への対策検討	シミュレーション等により手法と効果の検証、対策実施	市	→		
10	住民と関係機関等と連携した避難訓練の実施	定期的な避難訓練の実施	国・京都府・市	→		
11	住民の災害リスクへの意識醸成	水害リスクや水害対策などの啓発活動	市・自治会	→		
12		地域版防災マップ（マイタイムライン）の作成	市・自治会	→		
13		防災アプリの登録促進	市	→		
14		水位計、浸水センサーの活用、タブレット利用検証	市・自治会	→		
15	要配慮者の個別避難支援計画の策定	避難確保計画作成	市	→		
16	土地利用や住まい方の工夫	土地利用規制（法規制）の強化、嵩上げの検討、実施	市	→		
17	土砂災害を防止する対策工の実施	砂防堰堤、治山ダムの整備	京都府	→		
18	大規模盛土造成地の安全対策検討	スクリーニングの実施	京都府・市	→		

4-2. 目標値

立地適正化計画における防災指針の目標値は、以下のように設定します。

【ソフトに関する目標値】

目標指標		概要	実施	現在	目標年次	目標数
避難所	広域避難所の適正配置	地域特性に応じて避難所の配置や運営マニュアルの見直しを実施	市	見直し継続	継続	継続実施
	地区避難所指定箇所数	地区避難所の開設拡大に向けた取り組みを実施	市	50か所	令和7年	70か所
	セカンドベスト設定自治会数	次善の避難場所（セカンドベスト）の設定	市、自治会	15か所	継続	継続実施
	地域住民等により開設をされる地区避難所数	地域住民による避難所運営が行える仕組みの構築	自治会	50自治会による開設	令和5年	70自治会による開設
	広域避難所の段ボールベット数	広域避難所への災害時要配慮者対応物資の拡充	市	360台（令和2年度末）	令和7年	1200台
緊急車両	緊急車両の移動経路の確保	幹線道路冠水時等の通行可能な経路の確認	国、京都府、市	継続実施	継続	継続実施
防災組織	自主防災組織の結成率		自治会	83.7% （令和2年度末）	令和6年	100%
地域版 防災マップ （マイタイム ライン）	地域版防災マップ（マイタイムライン）の作成自治会数		市、自治会	124自治会 （全自治会の38%） （令和2年度末）	令和6年	326自治会（全ての自治会）
	地域版防災マップ（マイタイムライン）に基づく訓練の実施（内水氾濫）		市、自治会	なし	令和3年	3モデル地区（大江町蓼原、安井、観音寺）（内水氾濫被災経験あり）での実施
	地域版防災マップ（マイタイムライン）に基づく訓練の実施（土砂災害）		市、自治会	なし	令和3年	3モデル地区（荒木、三和町芦洲、夜久野町柿本）（土砂災害被災経験あり）での実施
	地域版防災マップ（マイタイムライン）に基づく訓練実施数		市、自治会	17自治会（全自治会の5%） （令和2年度末）	令和7年	326自治会（全ての自治会）
ローカル エリア リスク情報	ローカルエリアリスク情報の発信（発信設定率）	地域版防災マップ（マイタイムライン）の作成を通じてローカルエリアリスク情報を含めた避難スイッチの設定を行う。	自治会	6自治会（全自治会の2%） （令和2年度末）	令和6年	326自治会（全ての自治会）
	水位計、浸水センサーの活用数	ローカルエリアリスク情報の発信に必要となる水位計、浸水センサーの活用	市、自治会	3自治会（全自治会の1%） （令和2年度末）	令和7年	93自治会（地域のニーズによる）
防災アプリ	スマートフォン、タブレット等の携帯端末の活用を踏まえた防災アプリの開発		市	令和3年5月運用開始	令和3年	開発完了 モデル実施地区の6自治会や消防団にタブレットを配備し、令和3年度出水期より災害時の活用
	防災アプリの登録促進		市	令和3年5月運用開始	令和7年	20,500人（令和12年度までに全世帯の7割26000人の登録を目指す）
	防災アプリ講座の実施回数	アプリ講座の実施 （操作説明講座、出前講座等）	市	令和3年5月運用開始	継続	毎年60回

【ソフトに関する目標値】

	目標指標	概要	実施	現在	目標年次	目標数
地域ごとの自助、共助活動の啓発、推進	自治会における防災訓練実施率	自治会が主体となった防災訓練の実施	自治会	65.7% (平成30年度末)	令和6年	100%
	防災出前講座	先進事例、成功事例の紹介等による地域内の情報伝達体制の強化	市	52回 (令和元年度末)	継続	毎年60回
	逃げなきゃコールの推進	市の防災アプリの普及とあわせて、国土交通省の「逃げなきゃコール」を推進	市	0回	継続	毎年3回
要支援者対策 個別避難支援計画	災害時避難行動要支援者の同意者数	現在の手上げ方式から同意方式に切り替えて実施	市	1446人 (令和3年度末)	令和6年	2326人
	個別避難支援計画策定件数	地域での災害時要配慮者の避難支援体制の強化	市	1153人	令和7年	1966人
	災害時ケアプラン推進体制の整備	災害時のケアを適切に実施できる体制の整備	市	モデル実施及び体制検討	令和5年	体制整備

【ハードに関する目標値】

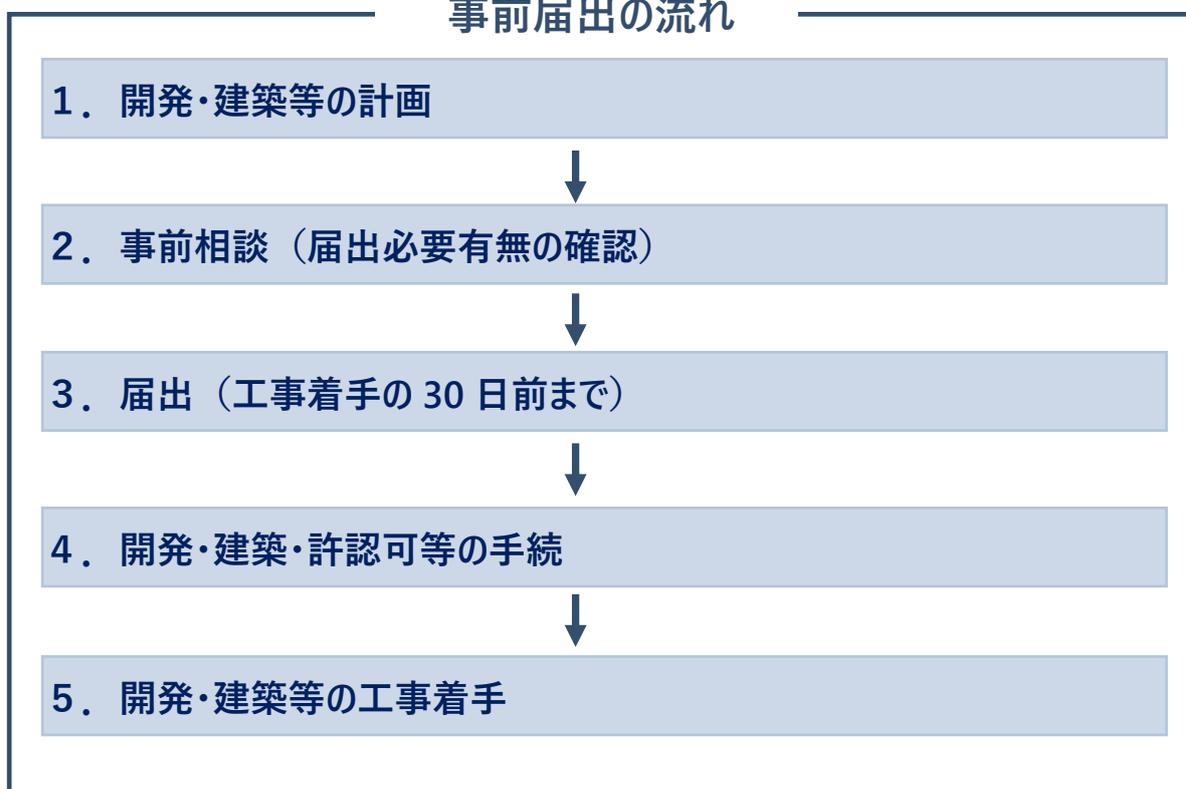
目標指標	概要	実施	現在	目標年次	目標数
由良川水系の河道掘削・堤防整備	「由良川水系河川整備計画」及び「由良川下流域河川整備計画」に基づく実施	国、京都府		継続	継続実施
由良川水系の堤防強化	岩沢堤の改築事業の実施	国		継続	継続実施
河川、河川管理施設維持管理	維持掘削・樹木伐採、堆積土砂撤去、施設老朽化対策	国、京都府		継続	継続実施
内水被害軽減対策	下水道・排水施設の整備 雨水貯留施設・調節池整備、ため池治水利用 雨水貯留施設の点検・更新 各戸貯留施設の設置を促進	京都府、市		継続	継続実施
浸水対策事業未実施地区への対策検討	シミュレーション等による手法と効果の検証、対策実施	市		継続	継続実施
土地利用規制（法規制）の強化		市		継続	継続実施
嵩上げの検討、実施		市		継続	継続実施
砂防堰堤、治山ダムの整備		京都府		継続	継続実施

第7節. 届出制度について

1. 届出制度の概要

- 本マスタープランの策定に伴い、立地適正化計画区域のうち、計画で定める居住誘導区域及び都市機能誘導区域の外側で一定規模以上の開発や建築を行う場合などは、都市再生特別措置法に基づき、市へ事前の届出が必要になります。
- この届出は、居住誘導区域外・都市機能誘導区域外における一定規模以上の開発行為等に対して義務付けるもので、区域外における住宅開発・誘導施設の立地の動向を把握するとともに、届出者に対して施策等に関する情報提供を行うことにより、区域内への立地を検討していただくために設けられている手続きです。

事前届出の流れ



※住宅や誘導施設の立地の誘導を図る上で、支障があると認められるときは、必要な勧告を行う場合があります。

2. 居住誘導区域外における建築等の届出制度

- 都市再生特別措置法に基づき、居住誘導区域外の区域で以下の行為を行おうとする場合には、行為に着手する日の30日前までに市への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第88条第1項)
- 市長は、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅その他の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの(以下、「住宅等」という。)の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。(都市再生特別措置法第88条第3項)

2-1. 届出の対象

① 開発行為

- 3戸以上の住宅等の建築目的で行う開発行為
- 1戸又は2戸の住宅等の建築目的で行う開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

② 建築等行為

- 3戸以上の住宅等を新築する行為
- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする行為



資料: 国土交通省

図 5-59 届出を要する居住誘導区域内の開発行為・建築行為の例

2-2. 届出の時期

- 開発行為等に着手する 30 日前までに届出が必要です。

2-3. 届出を要しない行為

- 次に掲げる行為について、届出は必要ありません。

- 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築目的で行う開発行為または建築等行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 都市計画事業の施行として行う行為
- その他市町村の条例で定める行為

3. 都市機能誘導区域外における建築等の届出制度

- 都市再生特別措置法に基づき、都市機能誘導区域外の区域で誘導施設の開発行為や建築等行為を行う場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設の休止・廃止をする場合には、行為に着手する日の 30 日前までに市への届出が必要となります

(都市再生特別措置法第 108 条第 1 項及び第 108 条の 2 第 1 項)

3-1. 届出の対象

① 開発行為

- 誘導施設を有する建築物の建築目的で行う開発行為

② 建築等行為

- 誘導施設を有する建築物を新築する行為
- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

③ 誘導施設の休廃止

- 誘導施設を休止、又は廃止しようとする場合



資料: 国土交通省

図 5-60 届出を要する都市機能誘導区域外の開発行為・建築行為の例

3-2. 届出の時期

- 開発行為等に着手する 30 日までに届出が必要です。

3-3. 届出を要しない行為

- 次に掲げる行為について、届出は必要ありません。

- 誘導施設を有する建築物で、仮設のものの建築目的で行う開発行為等
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 都市計画事業の施行として行う行為または建築等行為
- その他市町村の条例で定める行為

第8節. 目標値の設定

1. 目標値の設定

- 本マスタープランの確実な推進を図るとともに、必要に応じてフィードバックが行えるよう、また施策の有効性を評価するための指標及び目標値を設定します。なお都市計画運用指針には、立地適正化計画の評価について、以下のとおり記載されています。

市町村は、立地適正化計画を策定した場合においては、おおむね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討するべきである。また、その結果や市町村都市計画審議会における意見を踏まえ、施策の充実、強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うべきである。

この際、立地適正化計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点からも、あらかじめ立地適正化計画の策定に当たり、解決しようとする都市の抱える課題、例えば、生活利便性、健康福祉、行政運営等の観点から、**立地適正化計画に基づき実施される施策の有効性を評価するための指標及びその目標値を設定**するとともに、目標値が達成された際に期待される効果についても定量化するなどの検討を行うことが望ましい。

また、立地適正化計画の評価に当たり、当該目標値の達成状況や効果の発現状況等について適切にモニタリングしながら、評価、分析することが望ましい。**基本的な目標値としては、例えば居住誘導区域内の人口密度や公共交通利用者数等が考えられる。**

- これらを踏まえて、本市では表 5-11 の目標値を設定します。

2. 都市構造に関する目標値

- コンパクトなまちづくりを推進していくためには、居住誘導区域内の人口密度を維持することが重要です。本市は今後も人口減少が見込まれますが、設定した居住誘導区域内においては人口密度を維持することを目指します。そこで、居住に関する指標として「居住誘導区域の人口密度」を目標値とし、密度が一定程度に保たれた都市を構築します。

表 5-11 目標値の設定

		居住誘導区域の人口密度
現状 (平成 27 年)		35.4 人/ha
将来 (令和 12 年)	推計値	35.2 人/ha
	目標値	35.4 人/ha (推計値より約 300 人増)